

水道局震災対策基本計画

平成 22 年 9 月

千葉県水道局

水道局震災対策基本計画目次

第1編 総論

- 1.1 震災対策の基本方針 1
- 1.2 基本計画の目的 1
- 1.3 想定地震と被害想定 1
- 1.4 応急活動の段階的な目標設定 4

第2編 事前の対策

- 2.1 基本方針 5
- 2.2 施設の耐震化 5
- 2.3 バックアップ施設の整備 6
- 2.4 配水区域の細分化 6
- 2.5 水運用システムの整備 6
- 2.6 凶面等の整備 6
- 2.7 通信施設の整備 6
- 2.8 対策室の整備 7
- 2.9 広報・訓練 7
- 2.10 応援協定 8
- 2.11 資機材等の備蓄 9
- 2.12 応援事業体の受入体制の整備 9

第3編 応急体制

- 3.1 基本方針 10
- 3.2 配備体制 11
- 3.3 第1・2配備の組織と業務 14
- 3.4 本部第1配備以上の初期活動の組織と業務 15
- 3.5 震災対策本部 18
- 3.6 現地対策本部 20
- 3.7 動員体制 23
- 3.8 情報連絡体制 24
- 3.9 緊急通行車両の届出・確認 27

第4編	応急給水活動	
4.1	基本方針	・ ・ ・ ・ 28
4.2	飲料水の確保	・ ・ ・ ・ 28
4.3	給水方法	・ ・ ・ ・ 31
4.4	応急給水用資機材の確保	・ ・ ・ ・ 31
4.5	応急給水計画の作成	・ ・ ・ ・ 32
4.6	市との役割分担	・ ・ ・ ・ 32
4.7	市等関係機関との連絡調整	・ ・ ・ ・ 37
4.8	水質の安全対策	・ ・ ・ ・ 38
4.9	応急給水の記録	・ ・ ・ ・ 39
第5編	応急復旧活動	
5.1	基本方針	・ ・ ・ ・ 40
5.2	応急復旧対策フロー	・ ・ ・ ・ 41
5.3	応急復旧計画の作成	・ ・ ・ ・ 42
5.4	応急復旧用資機材の備蓄及び確保	・ ・ ・ ・ 45
5.5	応急復旧用資機材の引渡し	・ ・ ・ ・ 46
5.6	施工業者の手配	・ ・ ・ ・ 46
5.7	応急復旧の記録	・ ・ ・ ・ 46
第6編	災害時の広報・広聴活動	
6.1	基本方針	・ ・ ・ ・ 47
6.2	広報手段	・ ・ ・ ・ 47
6.3	広報活動	・ ・ ・ ・ 47
6.4	広聴活動	・ ・ ・ ・ 48
第7編	応援体制	
7.1	基本方針	・ ・ ・ ・ 50
7.2	民間機関への要請	・ ・ ・ ・ 50
7.3	他の水道事業体への要請	・ ・ ・ ・ 52
7.4	応援事業体等の受入体制	・ ・ ・ ・ 53
7.5	応援隊の派遣体制	・ ・ ・ ・ 54
7.6	費用負担	・ ・ ・ ・ 55

第8編	警戒宣言発令時の対応	
8.1	基本方針	・ ・ ・ ・ 56
8.2	配備体制及び動員体制	・ ・ ・ ・ 56
8.3	準備作業	・ ・ ・ ・ 56
第9編	調査・研究	
9.1	基本方針	・ ・ ・ ・ 57
9.2	応急復旧・応急給水シミュレーション	・ ・ ・ ・ 57
9.3	他事業体及び民間業の危機管理調査	・ ・ ・ ・ 57
9.4	危機管理計画の策定	・ ・ ・ ・ 57

第1編 総論

1. 1 震災対策の基本方針

千葉県は、今後発生することが予想される地震災害から県土と県民の生命及び財産を保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいた千葉県地域防災計画、東海地震に係る周辺地域としての対応計画等を策定し震災対策の万全を期している。

千葉県水道局の給水区域は、県北西部の11市におよび、県人口の約47%に当たる約290万人が飲料・生活用水を県営水道に依存していることから、大規模地震による断・減水の影響は広範囲でかつ非常に深刻な状況が想定される。

このようなことから、千葉県地域防災計画の一端を担い、地震災害に対し、水道施設の耐震化を図る一方、より実践的で速効性ある応急体制の確立、応急復旧、応急給水対策等の充実を図る。

1. 2 基本計画の目的

この基本計画は、千葉県地域防災計画及び当局震災対策の基本方針に基づき、水道局の応急体制の確立、応急復旧、応急給水対策等の基本的な事項を定めるものであり、別に定める行動基準と合わせ発災時に迅速かつ的確な対応を図ることを目的とする。

1. 3 想定地震と被害想定

(1) 想定地震

千葉県地域防災計画等に基づき、近い将来、本県に大きな影響を及ぼす可能性のある3つの地震を想定する。

—表1-1「想定地震」参照—

(2) 被害の想定

被害が最も大きくなる東京湾北部地震による想定される水道施設の被害は、以下のとおりである。

なお、被害数値は、県の「千葉県地震被害想定調査」結果に基づくものである。

ア 取・浄・給水場施設

建物等施設の一部にひび割れや窓ガラスの破損等が発生するが、取

水・浄水機能及び送水機能への影響はないと想定される。

イ φ500mm以上の基幹管路

2路線程度の被害が想定されるが、これによる通水阻害等の影響がでる可能性は低いと想定される。

ウ φ450mm以下の配水管

被害件数は、約5,000件程度と想定される。

エ 断水人口

給水区域内人口の約60%にあたる180万人程度に及ぶものと想定される。

—表1-2「被害想定」参照—

表1-1

想定地震

M：マグニチュード

想定地震名	震度 M	地震タイプ	断層中心		
			北緯	東経	深さ
			度	度	km
東京湾北部地震	7.3	プレート境界	35.32	140.14	27.8
千葉県東方沖地震	6.8	プレート内部	35.37	140.44	43.0
三浦半島断層群による地震	6.9	活断層	35.17	139.77	14.4

表 1 - 2
被害想定

市別

市町名	区 分	東京湾北部 地震 (最大)
千葉市	配水管被害 (件)	1, 743
	断水人口 (千人)	579
市原市	配水管被害 (件)	871
	断水人口 (千人)	150
船橋市	配水管被害 (件)	632
	断水人口 (千人)	332
習志野市	配水管被害 (件)	100
	断水人口 (千人)	47
鎌ヶ谷市	配水管被害 (件)	62
	断水人口 (千人)	36
印西市	配水管被害 (件)	16
	断水人口 (千人)	7
白井市	配水管被害 (件)	11
	断水人口 (千人)	7.5
成田市	配水管被害 (件)	7
	断水人口 (千人)	4
市川市	配水管被害 (件)	861
	断水人口 (千人)	344
松戸市	配水管被害 (件)	299
	断水人口 (千人)	165
浦安市	配水管被害 (件)	397
	断水人口 (千人)	132
合 計	配水管被害 (件)	4, 999
	断水人口 (千人)	1, 804

事務所別

事務所名	所管区域	区 分	東京湾北部 地震 (最大)
千葉水道事務所	千葉市	配水管被害 (件)	890
		断水人口 (千人)	295
千葉西支所	千葉市	配水管被害 (件)	853
		断水人口 (千人)	284
市原支所	市原市	配水管被害 (件)	871
		断水人口 (千人)	150
船橋水道事務所	船橋市 習志野市	配水管被害 (件)	469
		断水人口 (千人)	241
船橋北支所	船橋市 鎌ヶ谷市	配水管被害 (件)	325
		断水人口 (千人)	174
千葉ニュータウン 支所	船橋市 印西市 白井市	配水管被害 (件)	27
		断水人口 (千人)	15
成田支所	成田市	配水管被害 (件)	7
		断水人口 (千人)	4
市川水道事務所	市川市	配水管被害 (件)	598
		断水人口 (千人)	239
松戸支所	松戸市	配水管被害 (件)	299
		断水人口 (千人)	165
葛南支所	市川市 浦安市	配水管被害 (件)	660
		断水人口 (千人)	237
合 計		配水管被害 (件)	4, 999
		断水人口 (千人)	1, 804

※ 被害の最大となる東京湾北部地震が対象である。

1. 4 応急活動の段階的な目標設定

当局と関係機関（千葉県水道管工事協同組合等）・応援事業者（水道事業者等）
 に対応する応急活動は、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が出来るよう
 設定する。（図1-1、欄外参照）

図1-1 段階的な目標フロー

活動期	活動の段階	目標期間	主な活動		
			被害調査	応急給水	応急復旧
初期活動	初期活動	発災時 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎・浄・給水場施設被害調査 ○管路パトロール等による詳細な被害調査と被害箇所数の把握 	断・減水区域の想定と把握	緊急工事業者への要請
	調査・準備	3時間 ↓ 24時間		<ul style="list-style-type: none"> ○重要施設への給水 ○拠点給水の開始 応急給水計画の作成	二次災害防止の緊急措置と工事
復旧活動	緊急復旧	3日 ↓	再調査	重要施設・避難所・断水区域への給水	主要管路の応急復旧 応急復旧計画の作成
	応急復旧	11日 ↓ 4週間	↓	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に合わせた配水量の拡大 ○応援隊による給水活動を段階的に縮小 平常給水	<ul style="list-style-type: none"> ○上流側から順次応急復旧 ○仮設給水栓の整備 応急復旧完了

※ 阪神・淡路大震災では、仮復旧に3ヶ月を要したが、断水期間が4週間を超えると、不安やあせりの声、水くみが辛いなどの声が多く寄せられたことから、復旧にあたっては4週間以内を目標とする。

（財団法人水道技術研究センター発行の「水道の地震対策マニュアル」による）

第2編 事前の対策

2. 1 基本方針

水道施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が地震により被害を受けた場合、都市機能が麻痺することになり、この影響は社会的にもきわめて大きい。このため、これらの各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものである。

2. 2 施設の耐震化

取水から給水に至る水道施設を耐震化することは、莫大な費用と長い年月を必要とすることから、効果的・効率的に耐震化を進めるため種々の調査・研究を行い、緊急かつ重要な施設から計画的に対応するものとする。

その対策の実施に当たっては、耐震診断に基づいて計画的に施設の整備を進める。

(1) 対象施設と整備項目

対象施設	整備項目
主要施設	1. 浄・給水場等における土木構造物や建築物の耐震強化の実施。 2. 施設の更新に併せた耐震設計の実施。
基幹管路	1. 液状化の可能性のある区間及び地盤急変部等における浮き上がり防止対策や液状化対策等の実施。 2. 水管橋の下部補強の実施。 3. 耐震継手管の採用。
配水管	1. 配水管の更新や新設管の布設において、全てに耐震継手管の採用
水道事務所・支所等建築物	1. 職員の安全性や応急対策の指揮拠点としての機能を確保するため、水道事務所及び支所等の耐震補強を実施する。

2. 3 バックアップ施設の整備

浄・給水場は、千葉県地域防災計画に応急給水拠点として位置づけられており、飲料水の確保が困難な住民や病院等の重要施設への給水に対する給水拠点として配水池容量の確保に努める。

2. 4 配水区域の細分化

事故時・震災時等の対応の迅速化、漏水量の減少や復旧時間の短縮を図るため、配水区域の細分化を進めていく。

2. 5 水運用システムの整備

震災時における浄・給水場間の水運用と、被害管路が受け持っていた配水区域への他系統からの応援計画が、迅速に検討できるシステムの整備を図る。

2. 6 図面等の整備

災害時において、被害場所、断水地区、被害状況等を的確に把握することが必要であり、このために図面等の管理についての諸施策を講じる。

(1) 情報管理システム

ア 浄・給水場維持管理情報システム

震災時の被害発生時において、迅速かつ的確に対応するため、災害時の部品等の手配などに必要な設備情報を素早く取り出せるように全浄給水場統一した設備の台帳及び管理図面の電子化を図る。

イ 管路情報システム

導・送・配水管及び給水装置図面については、情報の電子化によりシステム化しており、迅速かつ的確な応急給水・復旧に関する情報の支援体制の充実を図っているが、今後も配管データ等を更新し情報の最新化を図る。

(2) 管理図面等の分散管理

ア 浄・給水場の完成図面等は、維持管理用として整理保管されているが、震災時の応急復旧を迅速に行うため、震災対策用として、現地対策本部・支部となる各水道事務所・支所に別途保管しておく。

イ 震災時の事務所の損壊、焼失を考慮して送配水本管路線名称分岐図集、配水管網図の製本図面を分散保管する。

2. 7 通信施設の整備

(1) 災害時等の非常時において、確実・迅速に情報連絡を行うため、通信連絡体制及び通信手段の整備を図る。

(2) 迅速かつ的確な初期活動を行うため、必要とされる設備・備品類の整備を図る。

2. 8 対策室の整備

震災時において、拠点となる対策本部の組織機能を図るため、自家発電設備や通信設備及び備品等の整備を図る。

(1) 対策本部室の確保

本局及び各出先機関に、被害・復旧状況等の情報整理、各対応策の検討・決定・指示等を実施する対策本部室を確保する。

(2) 配備職員に係る備品等の整備

災害対応が夜間に及ぶことが想定されるため、対応職員の仮眠室を確保し、簡易ベッドや毛布、食料等の整備を図る。

(3) 職員の食料等の確保

震災発生における災害対策に従事する参集職員用の食料を備蓄する。

2. 9 広報・訓練

(1) 広報活動

平常時から、地震発生後に当局が実施する応急対策の諸活動や住民が自ら行う飲料水確保の方法等について周知を図るとともに、警戒宣言発令中や地震発生直後の無用な混乱を防止して、円滑な応急対策が実施できるよう、広報活動を行う。

ア 広報の主な内容

- a 応急給水拠点（浄・給水場）の設置場所
- b 3日分程度の水の備蓄の勧めや正しい水の備蓄方法
- c その他、地震発生後に必要な通報、注意事項等

イ 広報媒体

a 広報誌等

「県水だより」や水道局の各種パンフレットなどによるとともに、「県民だより」等の県の広報誌、市町村や各防災機関の広報紙・パンフレット等に働きかけて行う。

b 各種イベント

水道週間、浄水場見学会等、当局の関係する行事の場を利用するとともに、県や市町村及び各防災機関の行うイベント等を積極的に利用する。

c 視聴覚媒体

県の提供するラジオ、テレビ番組やインターネットをはじめ、報道機関の防災特集などの企画に働きかけを行い、視聴覚媒体を活用した、広報の実施を図る。

(2) 教育及び訓練

地震発生時に応急対策活動を円滑に実施するため、災害時に必要な知識を職員に習得させるとともに防災訓練を実施する。

ア 教育

教育の内容は次のとおりとし、所属毎に職員を対象に実施する。

- a 地震に対する一般的知識について
- b 別に定める行動基準に基づく職員個々の役割について
- c 各所属で定める施設の点検について
- d 応急給水・応急復旧について
- e その他必要な事項について

イ 訓練

訓練は、県及び市等が実施する訓練に参加するほか、本基本計画や行動基準の検証と職員の意識の啓発を図るため、当局・関連機関（協定締結業者を含む）・給水区域内の各市及び給水区域内住民を考慮した水道局独自の総合訓練と、所属ごとに実施する個別訓練を行う。

a 計画作成と実施

- 訓練計画：当該年度の年間計画は、前年度に策定する。
- 総合訓練：危機管理対策室が計画を作成し実施する。
- 個別訓練：各所属が計画を作成し実施する。

b 訓練項目

- 総合訓練：本部運営訓練、非常参集訓練、情報連絡訓練、被害調査訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等
- 個別訓練：被害調査訓練、応急給水訓練、復旧訓練、施設点検訓練、管路パトロール訓練等

c 報告

各所属長は、訓練を実施したときは速やかに訓練項目・内容・実施状況等を技術部長に報告する。

なお、反省会を開催し訓練項目毎に精査するとともに、基本計画及び行動基準の見直し事項についてとりまとめる。

2. 10 応援協定

災害時の応急復旧・応急給水活動や材料・薬品・燃料の供給等について、関係機関や近隣の水道事業体と各種協定を締結するとともに、給水区域内各市と応急給水についての役割分担や費用負担等について取り決めておく等、災害時の応援体制を確保する。

2. 1.1 資機材等の備蓄

(1) 復旧用配管材料

発災直後は、メーカー等からの材料調達が困難となることから、1週間程度を目安として配管材料を備蓄する。

なお、保管場所は、現場への運搬距離等を考慮し、幕張倉庫及び複数の浄・給水場等に分散する。

また、備蓄材料については、常に適切な維持管理を行い、品質を保持する。

(2) 応急給水用資機材

給水車、給水タンクを常に適切に管理するとともに応急給水に必要な仮設給水栓や非常用飲料水袋等について、目標給水量を考慮し、必要な数量を整備する。

(3) 応援活動用資機材

大規模災害による県外水道事業者等への応援活動に必要な資機材等について、派遣可能班数を考慮し、必要数量を整備する。

なお、保管場所は、幕張倉庫に一括保管する。

(4) その他

応急復旧・給水活動に必要な資機材等については、常に適切に保管し、不足が見込まれるときは、速やかに補充する。

2. 1.2 応援事業者の受入体制の整備

他事業者からの応援受入れにあたっては、相当数の人員や車両が集結することから、応援隊の宿泊場所や車両基地等について、あらかじめ候補地を選定する。

第3編 応急体制

3. 1 基本方針

千葉県地域防災計画では、震災時における配備体制を対策本部設置前の第1～第2配備、対策本部設置後の本部第1～第3配備としている。

千葉県水道局は、千葉県災害対策本部と緊密な関係を保って活動していく必要があることから、千葉県地域防災計画に併せた応急体制をとる。

3. 2 配備体制

(1) 配備基準

災害対策本部設置	配備種別	配備基準	配備要員
<p>千葉県水道局震災対策本部設置なし</p> <p>(千葉県災害対策本部設置なし)</p>	第1配備	<p>① 気象庁において「県内の震度」を「4」と発表した時。ただし、出先機関においては、「当該所属が管轄する市町村の震度」を「4」と発表した時。 (自動酒配備)</p> <p>② 気象庁において、津波予報区の「千葉県九十九里・外房、千葉県内房または東京湾内湾」に「津波注意」の津波注意報を発表した時。 (自動酒配備)</p> <p>③ 気象庁において「県内の震度」を「3」以下と発表したときであっても、局長が必要と認めた時。</p>	<p>【本局】 本局連絡員2名 危機管理対策室</p> <p>【出先機関】 浄給水場は管理室が対応 水道事務所、支所各2名 他の出先は酒配備なし</p> <p>「津波注意」の時 (配備なし)</p>
	第2配備	<p>① 気象庁において県内の震度を「5弱」と発表した時。ただし、出先機関においては、「当該所属が管轄する市町村の震度」を「5弱」と発表した時。 (自動酒配備)</p> <p>② 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房、千葉県内房または東京湾内湾」に「津波」の津波警報を発表した時。 ただし、出先機関においては、「東京湾内湾」に「津波」の津波警報を発表した時。 (自動酒配備)</p> <p>③ 気象庁において「県内の震度」を「4」以下で、局長が必要と認めた時。</p> <p>④ [東海地震] 気象庁が「東海地震注意情報」を発表した時。 (自動酒配備)</p>	<p>【本局】 第1配備職員の他 危機管理対策室 技術部関係課 2名 管理部関係課 2名</p> <p>「津波」警報の時 危機管理対策室 技術部関係課 2名 「東海地震注意情報」の時 危機管理対策室</p> <p>【出先機関】 第1配備職員の他 水道事務所・支所 (課長級を含む) 2名 浄給水場 2名 (他の出先は酒配備なし)</p> <p>「津波」警報の時 3水道事務所 各2名 ちは野菊の里浄水場 2名</p> <p>「東海地震注意情報」の時 配備なし</p>

災害対策本部設置	配備種別	配備基準	配備要員
千葉県水道局震災対策本部設置なし (千葉県災害対策本部設置)	本部 第1配備 (1) (旧第3配備) (1)	① 気象庁において県内の震度を「5強以上」と発表し、かつ、「給水区域内の震度」を「5弱以下」と発表した時。 (自動配備) ② 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房、千葉県内房」に「大津波」の津波警報を発表した時。 (自動配備)	【本局】 第2配備職員の他各課長以上及び各課2名以上の職員 【出先機関】 第2配備職員の他所属長(総括)以下危機管理担当
千葉県水道局震災対策本部設置 (千葉県災害対策本部設置)	本部 第1配備 (2) (旧第3配備) (2)	① 気象庁において「給水区域内の震度」を「5強」と発表した時。 (自動配備) ② 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に「大津波」の津波警報を発表した時。 (自動配備) ③ 津波により県内の広い地域で大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めた時。 ④ 「東海地震」内閣総理大臣が警戒宣言を発表した時。 (自動配備)	【本局】 局長(総括)以下各課1/2程度 【出先機関】 所属長(総括)以下1/2程度
	本部 第2配備 (旧第4配備)	① 気象庁において「給水区域内の震度」を「6弱」と発表した時。 (自動配備) ② 地震または津波により大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めた時。	【本局】 局長(総括)以下各課2/3程度 【出先機関】 所属長(総括)以下2/3程度
	本部 第3配備 (旧第5配備)	① 気象庁において「給水区域内の震度」を「6強以上」と発表した時。 (自動配備) ② 県下全域こわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めた時。	【本局】 全職員 【出先機関】 全職員

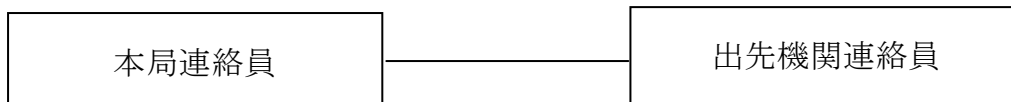
表3-1 所属管轄市町一覧（第1配備～第2配備）

分類	参集機関	一次区分		千葉県																								
		市	町名	千葉市	千葉市	市原市	市川市	船橋市	習志野市	八千代市	浦安市	松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	成田市	佐倉市	四街道市	八街市	印西市	白井市	富里市	酒々井町	栄町		
県内全域	本局	県内全部		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	県水お客様センター	11		●	●													●				●						
	施設整備センター	1						●																				
給水区域	水質センター	1		●																								
	千葉水道事務所	3		●																●								
	千葉水道事務所千葉西支所	1		●																								
	千葉水道事務所市原支所	1			●																							
	柏井浄水場	2			●															●								
千葉水道事務所管内	福増浄水場	1			●																							
	菅田給水場	1			●																							
	船橋水道事務所	6					●	●	●																			
	船橋水道事務所船橋北支所	4						●						●														
	船橋水道事務所千葉NT支所	3						●															●					
	船橋水道事務所成田支所	2																							●			
	北船橋給水場(妙典給水場)	2					●																					
	北総浄水場	3																							●			
	市川水道事務所	3					●																					
	市川水道事務所松戸支所	1							●																			
市川水道事務所管内	市川水道事務所葛南支所	2					●																					
	市川水道事務所松戸分室	3					●																					
	ちば野菊の里浄水場	1																										
	栗山浄水場(船橋給水場)	2																										
	松戸給水場	2																										
	参集機関数			7	5	6	8	8	4	2	5	8	1	3	1	1	3	5	2	2	1	5	5	2	1	1		

3. 3 第1・第2配備の組織と業務

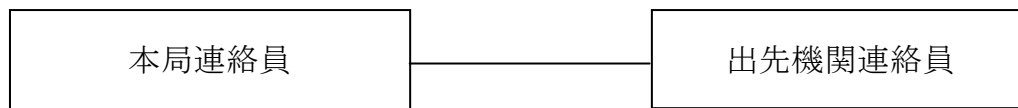
(1) 勤務時間外（基本配備）

ア 第1配備



組 織 名	主 な 業 務 内 容
本 局 (本部連絡員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動参集 ○ 庁舎等施設被害の把握 ○ 参集人員の把握 ○ 電子メール・電話・FAX等による出先機関からの被害情報収集及び取りまとめ ○ 県消防地震防災課及び水政課への報告
出先機関 (指定配備職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動参集 ○ 庁舎等施設被害の把握 ○ 参集人員の把握 ○ 関係機関からの被害情報収集 ○ 電子メール・電話・FAX等による本局への被害状況及び参集職員数の報告

イ 第2配備



組 織 名	主 な 業 務 内 容
本 局 (本部連絡員) (各課配備職員) (計画課危機管理対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動参集 ○ 庁舎等施設被害の把握 ○ 参集人員の把握 ○ 電子メール・電話・FAX等による出先機関からの被害情報収集及び取りまとめ ○ 県消防地震防災課及び水政課への報告
出先機関 (指定配備職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動参集 ○ 庁舎等施設被害の把握 ○ 参集人員の把握 ○ 関係機関からの被害情報収集 ○ 電子メール・電話・FAX等による本局への被害状況及び参集職員数の報告

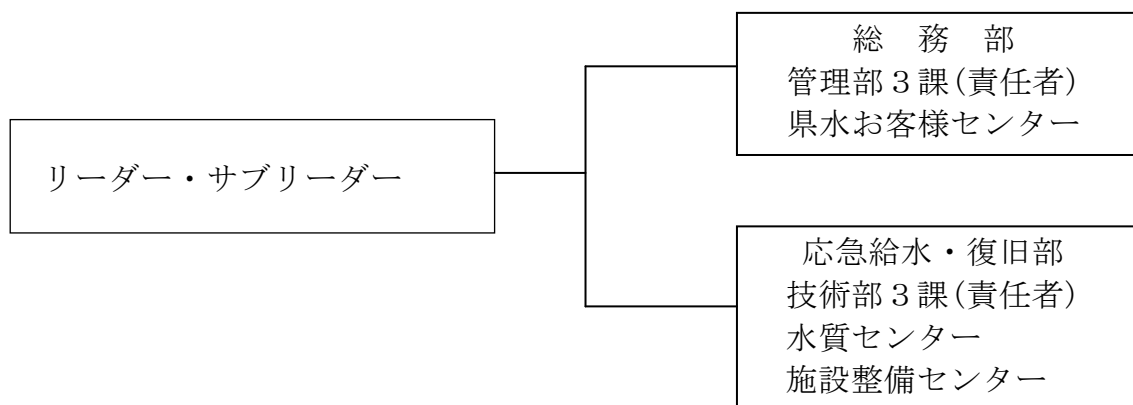
(2) 勤務時間内

ア 勤務時間内に発生した場合でも、本局・出先機関とも上記の配備を基本とする。

3. 4 本部第1 配備以上の初期活動の組織と業務

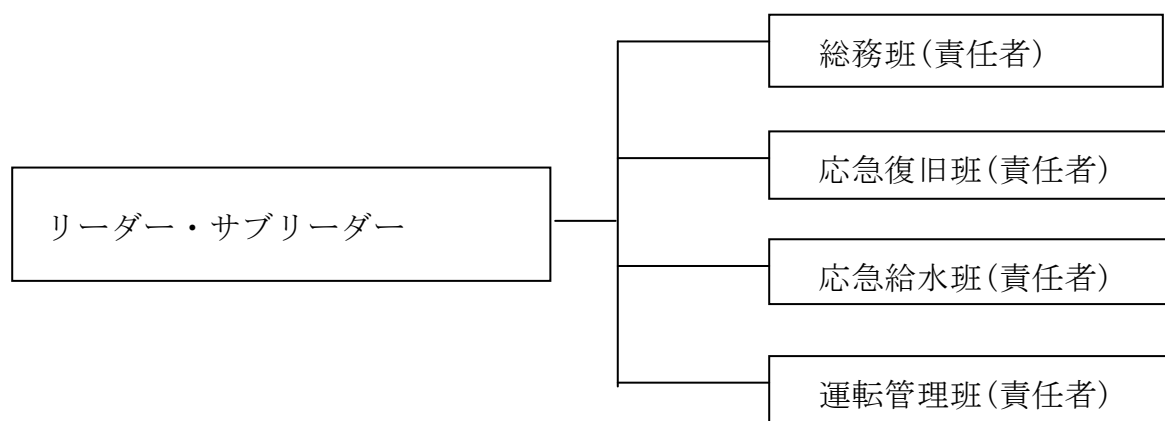
(1) 勤務時間外で本部体制に移行するまで

ア 震災対策本部(本局)



組 織 名	主 な 業 務 内 容
リーダー・サブリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災対策本部の統括 (参集職員・全体情報の把握等) ○ 関係機関からの情報収集や報告・連絡調整の指示 ○ 県災害対策本部会議が開催された場合の出席
総務部 管理部3課(責任者) 県水お客様センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県水政課等への被害報告・連絡調整 ○ 被害情報・対応状況の記録 ○ 県災害対策本部の行う広報との調整 ○ 現地広報内容の収集調整 ○ 応急対策会議(震災対策本部会議)の準備
応急給水・復旧部 技術部3課(責任者) 水質センター 施設整備センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メール・衛星携帯電話・FAX等による出先機関からの被害情報収集・とりまとめ・連絡調整 ○ 千葉県総合防災情報システムによる県消防地震防災課への被害報告

イ 現地対策本部・支部（出先機関）



組 織 名	主 な 業 務 内 容
リーダー・サブリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地対策本部の統括(参集職員・全体情報の把握等) ○ パトロール・緊急措置・応急給水の指示
総務班（責任者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関、住民からの情報収集・取りまとめ・報告 ○ 電子メール・衛星携帯電話・FAX等による対策本部及び現地本部への被害報告 ○ 被害情報・対応状況の記録 ○ 現地対策本部会議の準備
応急復旧班（責任者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路・場内施設等の被害パトロール実施及び緊急措置
応急給水班（責任者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水の準備・実施
運転管理班（責任者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄・給水場施設の運転管理・緊急措置

ウ リーダー及びサブリーダー

休日・夜間の初期活動においては、本局及び出先機関に、リーダー及びサブリーダーを年度当初にあらかじめ定めておき、休日・夜間の本部第1配備以上の初期活動時に本部長（震災対策本部・現地対策本部・支部長）の代わりに、以下のとおり職員の活動を統括する。

- a リーダー、サブリーダーについては、職名にとらわれずに参集時間や統率力を勘案し事前に選任する。
- b リーダーが、本部における各班の所管業務を遂行できる体制が確保されたと判断した場合は、本部長（震災対策本部長・現地対策本部長・支部長）の了解を得て、第1回対策本部（震災対策本部・現地対策本部・支部）会議を開催できるものとする。
- c リーダーは、職員の参集状況等を勘案し、各部・班の責任者を指名する。
- d 所属長が登庁した場合は、リーダーから所属長に業務を引き継ぎするものとする。
- e リーダーは、初期行動に関する行動基準を十分に理解するとともに、迅速で適正な指示を行う。

エ 最初の登庁者

最初の登庁者は、チェックリストにより庁舎の点検を行い、被害調査を実施する。

(2) 勤務時間内

勤務時間内に発生した場合は、即時3.5～3.6の本部体制に移行する。

3. 5 震災対策本部

本部第1配備体制以上の場合、若しくは局長が必要と認めた時は、千葉県水道局危機管理対策本部設置要綱に基づき、震災対策本部を設置する。

(1) 組織

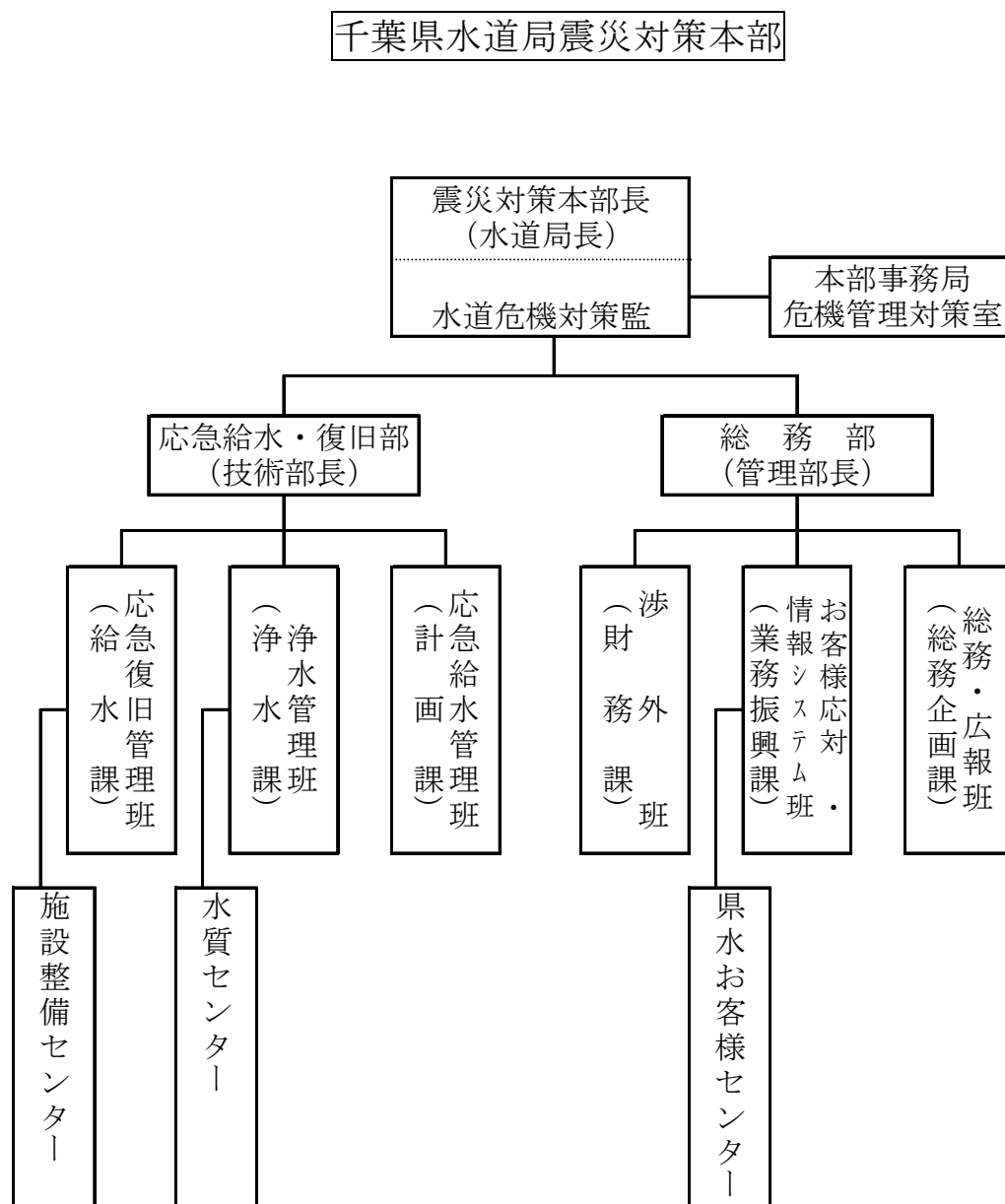
ア 震災対策本部は、本局各課及び県水お客様センター、水質センター、施設整備センターで構成する。

イ 震災対策本部の組織は、図3-1のとおりとする。

ウ 震災対策本部長（局長）が参集不可能な場合は、次席者が代行し指揮を執る。

エ 応援受入れ及び応援派遣に係る体制は、第7編の応援体制による。

図3-1 千葉県水道局震災対策本部組織図



(2) 業 務

震災対策本部の主な業務は、表3-2のとおりとする。また、応援業務は、第7編応援体制による。

表3-2 震災対策本部業務一覧

組 織 名		主 な 業 務 内 容
震災対策本部（本部長：局長）		○震災対策本部の総括
本部事務局 （水道危機対策監）		○被害情報の収集・把握 ○関係機関との連絡調整 ○震災対策本部の運営 ○震災対策本部方針に基づき、各班及び現地対策本部への指示
（部長 総務 管理部 長）	総務・広報班 （班長：総務企画課長）	○震災対策本部会議の議事録のとりまとめ ○県への被害情報の報告書作成・報告 ○局全体の活動記録のとりまとめ ○報道対応及び広報 ○局ホームページを活用しての被害情報の掲載
	お客様対応・ 情報システム班 （班長：業務振興課長）	○住民からの問い合わせに対する広聴文の作成とお客様センターの指導・指示 ○基幹系・情報系システムの復旧調整
	県水お客様センター （リダー：お客様センター長）	○住民からの問い合わせに対する電話対応 ○本部及び現地本部との情報交換
	渉外班 （班長：財務課長）	○緊急通行車両の通行標章の交付申請 ○職員等の食料・必要物品等の調達 ○災害関係費用の調達・支払等
（部長 応急給水・ 復旧部 技術部長）	応急給水管理班 （班長：計画課長）	○復旧活動の総合調整、被害情報等の取りまとめ ○県災害対策本部への被害情報の報告 ○応急給水活動の調整 ○応援要請判断資料の作成
	浄水管理班 （班長：浄水課長）	○取浄給水場施設の復旧調整 ○浄・給水場における給水用水源の確保・調整 ○水運用の検討及び計画書作成
	水質センター （リダー：水質センター長）	○水源パトロール・情報収集 ○洗浄時の水質確認
	応急復旧管理班 （班長：給水課長）	○応急復旧活動の調整 ○復旧用資機材の手当・調整
	施設整備センター （リダー：事務所長）	○被害調査の実施 ○復旧工事の計画・監督・実施

3. 6 現地対策本部

当該水道事務所管内が本部第1 配備体制以上の場合、若しくは震災対策本部長（局長）が必要と認めた時は、千葉県危機管理対策本部設置要綱に基づき、水道事務所に現地対策本部を設置する。

(1) 組織

ア 各現地対策本部には支部を設置する。

イ 現地対策本部と支部は、水道事務所、支所(分室を含む)、浄・給水場で構成し、その構成は図3-2のとおりとする。

ウ 現地対策本部の組織は、図3-3のとおりとする。

エ 現地対策本部長（水道事務所長）が参集不可能な場合は、次席者が代行し指揮を執る。

図3-2 現地対策本部・支部構成図

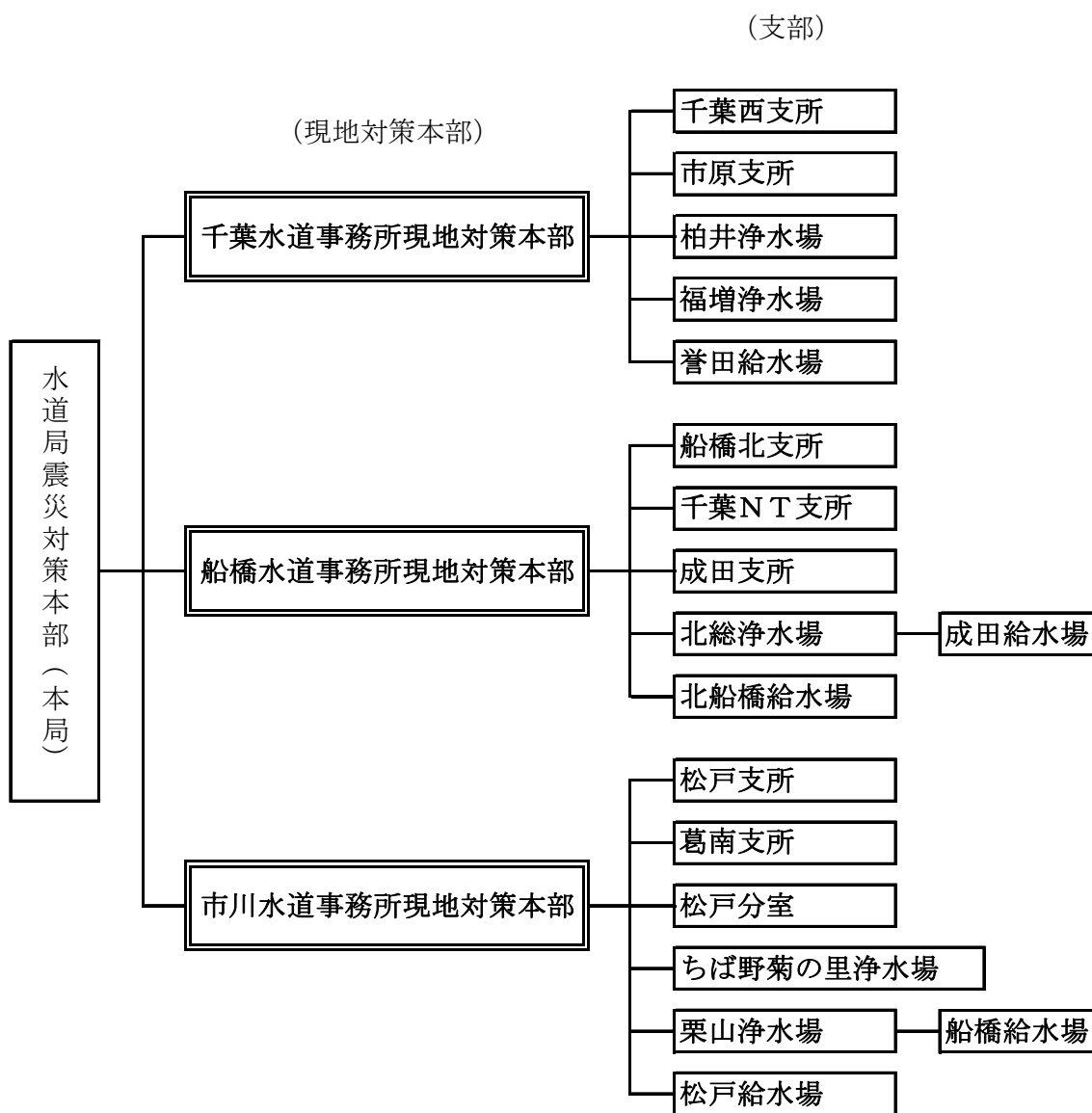
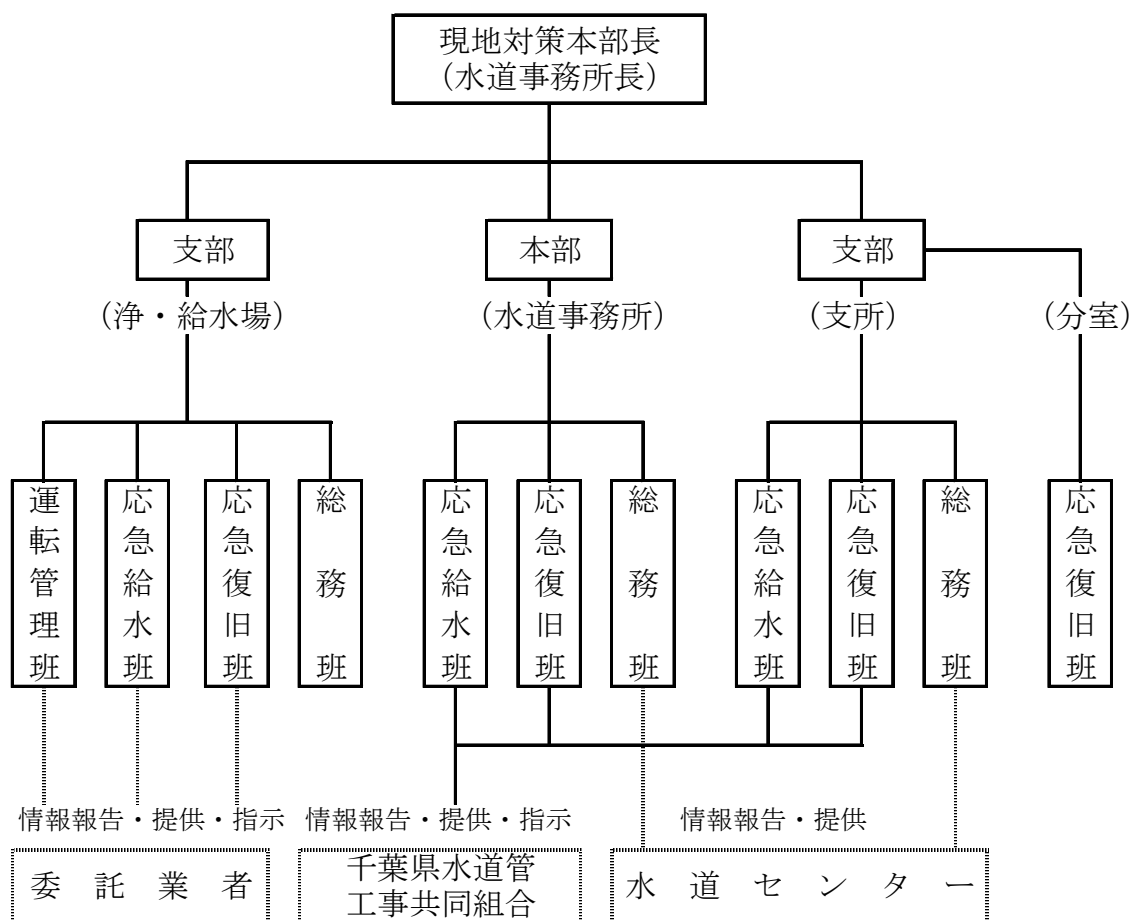


図 3—3 千葉県水道局震災現地対策本部組織図



(2) 業 務

現地対策本部の業務は、表3-3のとおりとする。

表3-3 現地対策本部業務一覧

組 織 名		主 な 業 務 内 容
現地対策本部長(水道事務所長)		○現地対策本部の総括
現 地 対 策 本 部	総 務 班 (班長：事務次長)	○現地対策本部の庶務・調整、会議の運営 ○全体情報の収集・取りまとめ、震災対策本部への報告 ○現地での広報実施・調整
	応急復旧班 (班長：技術次長)	○水道施設全般の被害調査の実施、応急復旧計画の作成、応急復旧の実施 ○応急復旧の管理・調整、応急復旧用資材の調達
	応急給水班 (班長：技術次長)	○応急給水の管理・調整、応急給水用資材の調達 ○応急給水要請受付、応急給水計画の作成、応急給水の実施
支 部 (支 所)	支部長(支所長)	○支部の総括
	総 務 班	○支部の庶務・調整、会議の運営、広報の実施調整 ○全体情報の収集・取りまとめ、震災対策本部及び現地対策本部への報告
	応急復旧班	○管路の被害調査の実施、応急復旧計画の作成、応急復旧の実施
	応急給水班	○応急給水要請受付、応急給水計画の作成、応急給水の実施
支 部 (浄 ・ 給 水 場)	支部長(場長)	○支部の総括
	総 務 班	○支部の庶務・調整、会議の運営、広報の実施調整 ○全体情報の収集・取りまとめ、震災対策本部及び現地対策本部への報告
	応急復旧班	○浄・給水場施設の被害調査の実施、応急復旧計画の作成、応急復旧の実施
	応急給水班	○給水車への注水、応急給水設備での給水
	運転管理班	○浄・給水場の運転管理、異常発生時の点検

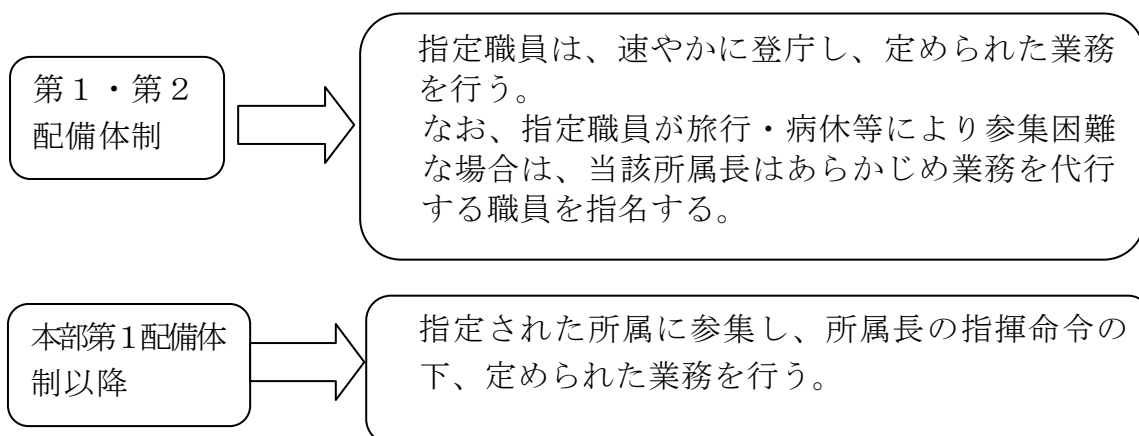
3. 7 動員体制

発災時における応急給水、応急復旧に従事する職員の確保を図るため、動員体制を確立する。

(1) 勤務時間外

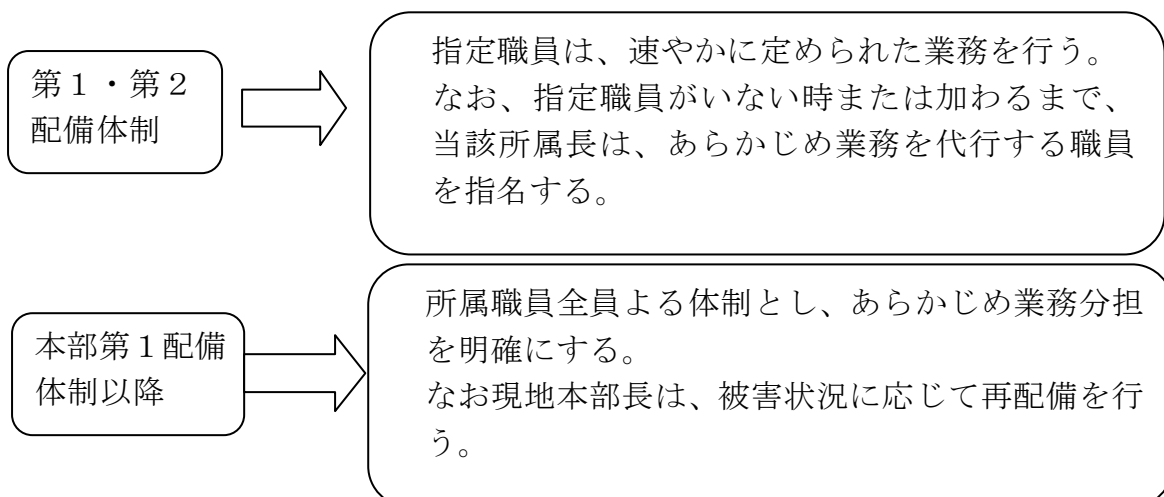
職員は、勤務時間外において災害が発生した場合、非常時職員参集管理システムや、テレビ、ラジオ、電話その他の情報手段により取得した情報のほか、周囲の状況から判断し、それぞれの職員の配備基準に従い、あらかじめ指定された所属に参集するものとする。

なお、交通機関が途絶した場合には、徒歩あるいは自転車等により、一時的に当局の最寄りの有人施設に参集し、公用車等により指定場所に輸送する。



(2) 勤務時間内

配備基準により現所属において配備を待つものとする。



3. 8 情報連絡体制

(1) 通信回線

災害時等の非常時における情報連絡については、以下に示す通信回線の内、各状況下において利用可能なものを併用する。

＜通信回線の優先順位＞

- ア 千葉県情報系ネットワーク回線（＝職員配布パソコン）
- イ 水道局機関係ネットワーク回線（I P 電話）
- ウ 一般電話回線（電話、F A X）
- エ 携帯電話回線（電話、メール等）
- オ 災害時優先電話回線（電話、F A X）
- カ 水道業務用無線（通話のみ）
- キ 衛星携帯電話回線（電話、F A X）
- ク 千葉県防災行政無線（電話、F A X）

(2) 情報連絡

ア 本局（震災対策本部）及び出先機関（現地対策本部・支部）への連絡

a 本局（震災対策本部）への通信手段

通信手段の優先順位は表 3－4 のとおりとする。

利用する回線については、上記の優先順位に従う。

例)

①千葉県情報系ネットワーク回線で I P 通信を行う。

（配布パソコンによるメール通信）

②ネットワーク回線が断線した場合は、一般電話回線の F A X を利用する。③ F A X が利用できない場合は、その他利用可能な回線による音声通信を行う。

表 3－4

出 先 機 関	配備体制	通信手段の優先順位
すべての機関	すべての配備	① I P 通信（電子メール等） ② F A X ③ 電話

※ 浄・給水場の時間外・休日における第 1・第 2 配備の通信手段は、

① F A X ② 一般電話回線（I P 通信＜電子メール＞を含む）とする。

b 出先機関（現地対策本部及び支部）間の通信手段

通信手段の優先順位は本局への通信手段と同様とする。

c 初期報告（第 1 報）

各出先機関は、発災後直ちに庁舎及び施設被害の状況、職員参集状況等を本局（震災対策本部）に報告し、以後定時に報告を行う。

d 定時報告（第 2 報以降）

各出先機関は、震災対策本部が定める時刻に、原則として震災対策本

部と現地対策本部（水道事務所）へ被害状況・活動状況を報告する。

なお、給水に重大な支障を及ぼす被害の覚知又は施設の稼働状況の変化等、緊急に報告すべき事項については随時報告とする。

イ 本局（震災対策本部）からの連絡

a 指示事項の伝達

震災対策本部長及び本部各班からの指示事項は、電子メールその他適当と判断される方法により、一斉又は個別に随時伝達する。

なお、配備体制の変更又は解除があった場合も同様とする。

b 状況報告

震災対策本部と現地対策本部・支部との情報の共有化を図るため、震災対策本部において取りまとめた全体情報及び入手した関連情報等については、速やかに現地対策本部・支部に伝達する。

ウ 関係機関への連絡

a 県関係機関との連絡調整

①初期報告（第1報）

職員の参集状況及び水道施設被害・断水状況等を速やかに取りまとめ、速報として県災害対策本部（または消防地震防災課）及び水政課にFAX（千葉県防災行政無線回線を使用）により報告する。

②定時報告（第2報以降）

県災害対策本部の指示に従い、収集した情報を、定時に県災害情報システムまたはFAX（千葉県防災行政無線回線を使用）により報告する。

b その他機関への連絡

関係する機関については、連絡先等を日ごろより整理しておき、必要時には遅滞なく連絡を行えるようにしておく。

また、日ごろ使用頻度の少ない連絡手段については、定期的に点検し通信に支障がないことを確認しておく。

(3) 情報の処理及び記録

ア 情報の処理

a 第1・第2配備時

収集及び報告した情報については、配備職員のうち原則として、本局にあっては危機管理対策室、出先機関にあっては総務課の職員が取りまとめる。

b 本部第1配備以降

①震災対策本部

現地対策本部（支部及び水道センター）から報告された水道施設被害情報等は、危機管理対策室が取りまとめ、適宜、局幹部、各班長及び現地対策本部（支部及び水道センター）へ送付する。

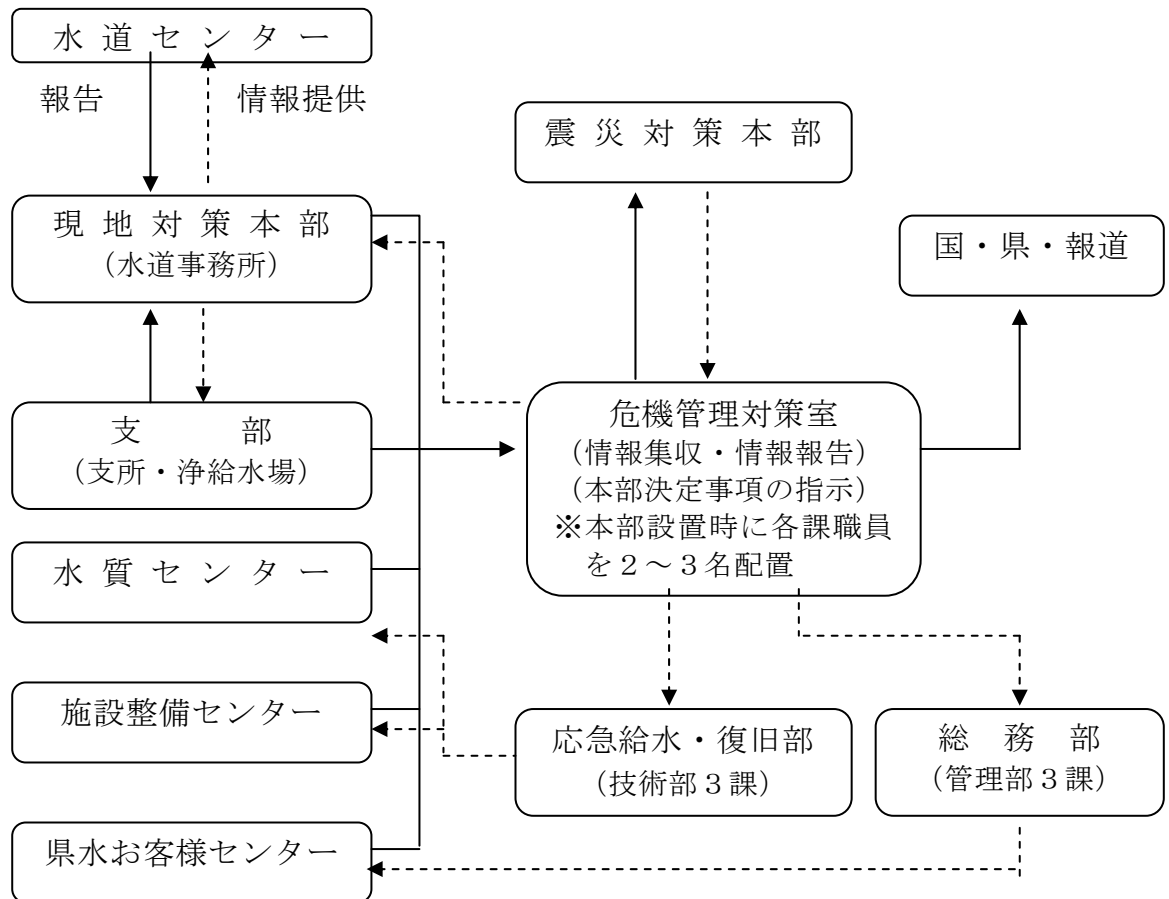
また、危機管理対策室は、各班の活動状況等を把握し、震災対策本

部全体の応急活動の総合調整を行う。

②現地对策本部・支部、水道センター

収集及び報告した情報については、総務班(又はその業務を担う班)が取りまとめ管理する

情報連絡体制のイメージ (本部第1 配備以降)



※ —————→ は、出先機関から対策本部への情報の流れ
-----→ は、対策本部から出先機関への指示の流れ

イ 活動の記録

将来の震災対策に資するため、対策本部にあっては総務広報班が、現地对策本部(支部)にあっては総務班(又はその業務を行う班)が活動状況・連絡事項等について記録にまとめ、関係資料とともに保管する。

3. 9 緊急通行車両の届出・確認

災害発生時においては、災害対策基本法に基づき緊急通行車両の指定を受けた車両以外の運行が規制又は制限されることがあるので、応急対策活動を円滑に実施するため、緊急通行車両の確認申請を行い通行標章の交付を受ける。

(1) 当局車両の届出（発災後手続き）

ア 本局（対策本部）

渉外班が取りまとめ、県民センターまたは最寄りの警察署に申請する。

イ 出先機関（現地本部・支部・センター）

各現地対策本部・支部（分室は当該現地対策本部）の総務班が所属内の車両について取りまとめ、管轄する県民センターまたは最寄りの警察署に申請する。

(2) 千葉県水道管工事協同組合（事前手続き）

発災時において、当局と合同で応急活動に即応する必要があるが、民間車両の場合、許可証の交付に時間を要することから、予め緊急通行標章の交付を受けておくものとする。

なお、確認申請手続きは危機管理対策室が行う。

(3) その他の応援要請会社（発災後手続き）

災害発生後に緊急通行車両の確認申請を行うとともに、緊急通行標章の交付を受ける。

なお、確認申請手続きは渉外班（財務課）が行う。

(4) 通行証の管理・返還

交付された通行証については紛失等のないよう管理すると共に、活動終了ののちは速やかに返還する。

なお、返還業務は本局では財務課、出先機関では水道事務所総務課が行う。

第4編 応急給水活動

4. 1 基本方針

- 震災により飲料水の確保が困難な住民に対する応急給水は、千葉県地域防災計画により市町村長が行うことになっているが、当局は、給水区域内市と密接な連携をとりながら、積極的に市と協力して応急給水を実施する。
- 当局における水の確保は、浄・給水場の配水池等における貯留水及び予備水源の井戸を活用する。
- 迅速で的確な応急給水を実施するため、当局職員を市対策本部に派遣し、情報連絡体制の確立や情報の共有化を図る。
また、市との役割分担を明確に定める。
- 応急給水にあたっては、協力協定を締結している千葉県水道管工事協同組合との協力体制を整備し、連携して実施する。
- 復旧までの期間において、住民の生活維持が図れるよう、応急給水量を段階的に増加させることにより、住民への影響を極力低減させる。

4. 2 飲料水の確保

震災時における飲料水は、当局及び給水区域内市並びに住民において次のように確保する。

また、応急給水量は、応急復旧状況等を勘案し段階的に定める。

(1) 当局における飲料水の確保

浄・給水場の配水池は、平常時からできる限りの高水位を保つように努めるとともに、予備水源である井戸を活用できる適正な維持管理を行う。

なお、段階的な応急給水の目標水量は、表4-1とし、浄・給水場の配水池は、表4-2のとおりである。

(2) 市における飲料水の確保

市においては、耐震性貯水槽や耐震井戸等により、飲料水の確保を図るとともに、住民に対して、平素から被災直後の断水に備え、自ら備蓄するよう啓発活動を行う。

表 4 - 1 応急給水の目標水量

区分/内容	期 間	期間の設定内訳	目標給水量	水量の用途内訳
第1次段階 (混乱期)	震災時から 3日まで	震災直後の混乱期のため、浄・給水場及び指定場所での給水、運搬給水並びに住民の備蓄水などによって対処する期間。	3 (ℓ /人・日)	生命維持のため 最小限必要な水量。
第2次段階 (復旧期)	4日から 10日まで	浄・給水場及び指定避難場所での給水、運搬給水により給水量の増量を図る期間から、応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓などを設置し対処する期間。	20 (ℓ /人・日)	簡単な炊事、洗面等 最低生活を営むための 水量から、浴用、 洗濯等に必要な水量 まで。
	11日から 21日まで		100 (ℓ /人・日)	
第3次段階 (復興期)	22日から 28日まで	概ね1戸1栓程度が確保される期間から、平常給水を行うまでの期間。	250 (ℓ /人・日)	第2次段階から平常 時までの水量。

表 4-2 配水池一覧表

浄・給水場名	所在地	有効貯水量 (m ³)	池数	緊急遮断弁		備考
				配水池数	確保水量	
栗山浄水場	松戸市栗山 198	19,760	7	2	5,500	
船橋給水場	船橋市行田 345	18,000	3	—	—	
ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山 478-1	30,000	2	—	30,000	※
柏井浄水場	花見川区柏井町 430	122,000	12	1	20,000	
園生給水場	稲毛区園生町 253	25,700	6	1	4,500	
幕張給水場	美浜区若葉 3-1-7	90,000	2	—	90,000	※
北総浄水場	印西市竜腹寺向原 296	48,000	3	1	16,000	
成田給水場	成田市吾妻 1-22-4	10,800	2	1	5,400	
福増浄水場	市原市福増 47	30,000	3	1	10,000	
市原分場	市原市郡本 1-103	3,340	2	1	1,670	
姉崎分場	市原市有秋台東 2-17-1	15,800	4	1	9,800	
誉田給水場	緑区おゆみ野 6-33-1	44,000	4	2	22,000	
千葉分場	中央区矢作町 670(千葉配水場)	4,040	2	2	4,040	
大宮分場	若葉区大宮町 2114	4,400	2	1	2,200	
北船橋給水場	船橋市大穴北 7-8-1	104,000	5	1	24,000	
北習志野分場	船橋市習志野台 2-37-22	4,000	2	1	2,000	
妙典給水場	市川市妙典 2-14-1	100,000	2	2	100,000	
松戸給水場	松戸市紙敷 2-1-1	60,000	3	3	60,000	
沼南給水場	柏市藤ヶ谷 1892-1	53,400	2	2	53,400	
計		772,850	68	25	460,510	

※ ちば野菊の里浄水場の 2 配水池及び幕張給水場の 2 配水池は、緊急遮断弁はないが地下式となっているので非常時にも水は確保可能である。

4. 3 給水方法

震災時における応急給水の方法については、浄・給水場における拠点給水、車両による運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。

(1) 浄・給水場における拠点給水

各浄・給水場においては、応急給水施設から直接、住民への給水を行うほか、当局及び市の給水車、給水タンク、ポリ容器等への注水を行う。

なお、市の給水車等に注水を行う当局の浄・給水場は、表4-2のとおりとする。

(2) 車両による運搬給水

運搬給水は、市からの要請に基づき、当局の所有する給水車等を最大限に活用し行うものとする。

また、医療施設、福祉施設等の重要施設等に対しては、優先して給水を行うものとする。

なお、運搬給水に必要な用水は、浄・給水場の貯留水を利用するほか、通水阻害のない配水管及び応急復旧の完了した配水管の消火栓等から注水する。

(3) 仮設給水栓の設置による給水

断水地域の状況に応じて、消火栓及び仮配管等を活用し、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

また、仮設給水栓の設置箇所は、断水状況や応急復旧の進捗状況等を勘案し、最も有効に活用できる地点を選定する。

(4) 非常用飲料水袋による給水

浄・給水場での拠点給水及び指定避難場所において給水を行うに際し、容器等を持参しない住民に対しては、非常用飲料水袋（応急給水ポリ袋）を配布して飲料水を供給する。

4. 4 応急給水用資機材の確保

ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等、応急給水に必要な資機材を確保するとともに、その維持管理に努める。

イ 応急給水に必要なトラック等の車両は、局保有の他、協定に基づき千葉県管工事協同組合から手配する。更に不足する場合は、必要に応じ借り上げることとし、その確保を図る。

ウ 重要施設や避難所の位置、緊急水源の有無や受水槽の形状等の事項については、市と情報の共有を図るため、管路情報管理システム等も利用して情報の管理を行うとともに、年1回、必要な情報を収集して修正を行う等、常に最新情報を整理し、震災時に活用できるように、その保存を図る。

4. 5 応急給水計画の作成

現地対策本部及び支部は、応急給水を迅速かつ公平に行うため、以下の事項を記載した応急給水計画を毎日作成する。

なお、応急給水計画は、各市の災害対策本部の応急給水活動方針に合致するとともに、市からの要請事項を踏まえ、十分な情報交換を行い作成する。

ア 人員、車両、資機材などの体制

イ 運搬給水先、給水車への補給場所、人員の配置

ウ 拠点給水場所、給水時間、人員の配置、住民への広報

エ その他必要な事項

4. 6 市との役割分担

(1) 基本的な考え方

応急給水に係る市との役割分担は、千葉県地域防災計画に記載されているように次のとおりである。

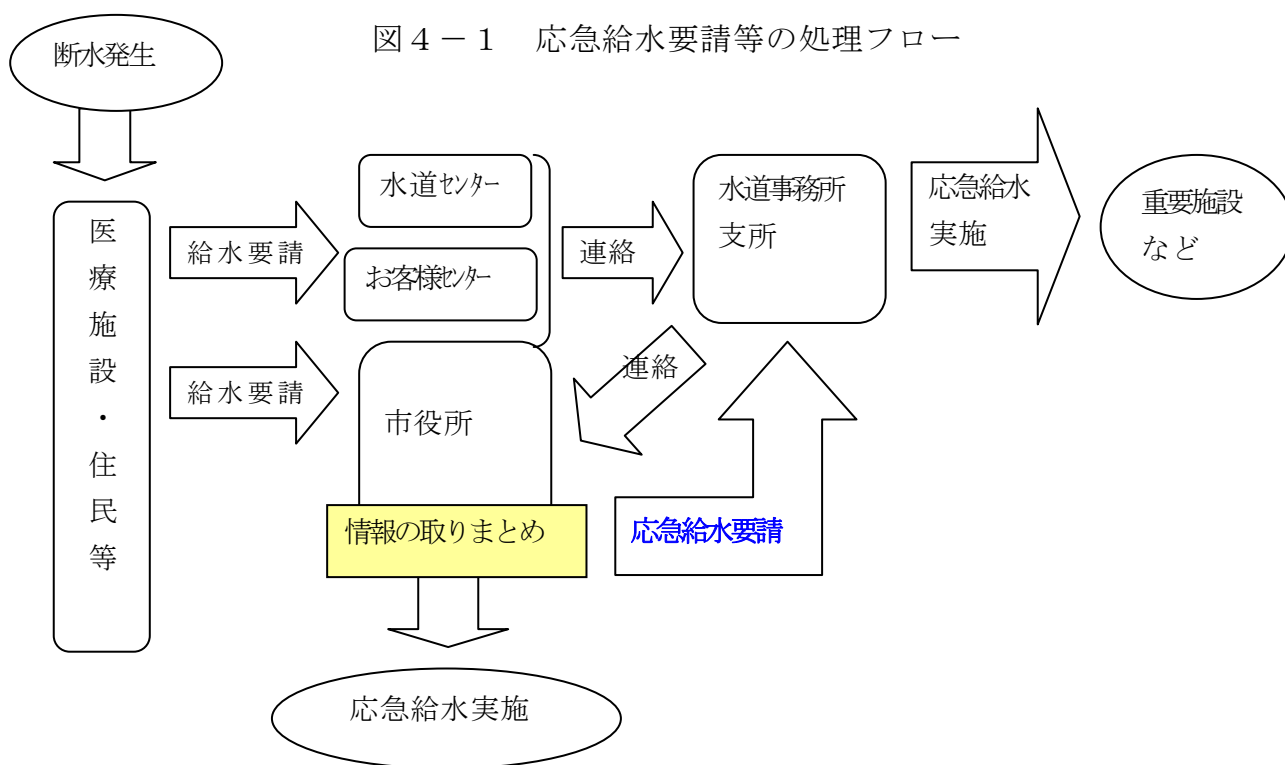
- ア ① 飲料水の供給は、市町村長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。
- ② 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めたときは、市町村長に救助を行わせることができる。
- イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。
- エ 水道事業体間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。
- オ 県営水道の応急給水は、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、市と協力して応急給水を実施することし、必要な対策を定める。

(2) 応急給水要請等の処理

断水が発生した場合、水を緊急に必要とする医療施設や住民等から当局や市役所等へ応急給水の要請が入ることが予想される。

限られた人員及び資機材で効率的に応急給水を実施するためには、応急給水に係る情報を取りまとめ、緊急に水を必要とする病院等の施設への運搬給水を優先的に行う等、情報の集約と的確な指示が重要である。

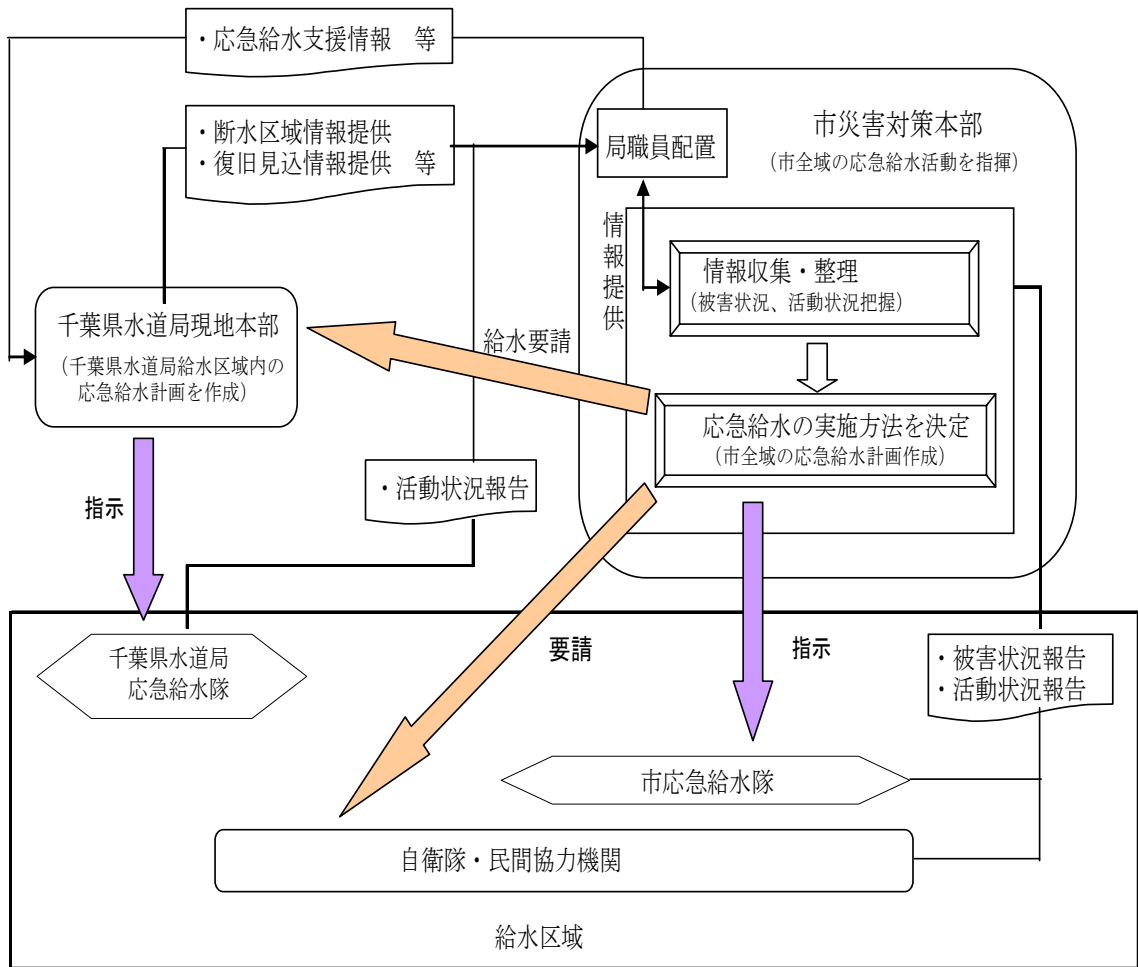
応急給水に係る全体の指揮は、各市の災害対策本部が行うことから、当局に入った給水要請等の情報については、各市の災害対策本部に集約し、当局は、各市の要請に基づき重要施設等への応急給水を実施する。



(3) 指揮系統

市全域の応急給水活動については、市災害対策本部が指揮をとることから、当局職員を市災害対策本部へ配置し、当局施設の被害状況や復旧見込み等の情報を提供するとともに、当局が実施した応急給水活動の状況等についても適時報告する。

図4-2 応急給水に係る指揮系統（イメージ図）



(4) 役割分担

応急給水における当局と市の役割分担は、表4-3を基本とする。

表4-3 応急給水における当局と市の役割分担

種別	当局の役割	市の役割
医療施設・社会福祉施設等の重要施設 (運搬給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請に基づき、保有資機材による運搬給水 ・市の要請に基づき、他事業者への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の保有資機材による運搬給水 ・民間会社や自衛隊への応援要請
避難所 (運搬給水及び拠点給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請に基づき、保有資機材による運搬給水 ・市の要請に基づき、他事業者への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の保有資機材による運搬給水 ・民間会社や自衛隊への応援要請 ・非常用水源等による拠点給水 ・住民への給水や誘導、安全確保 ・高齢者や要介護者の支援
浄・給水場 (拠点給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の給水車等への注水作業の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の給水車等への注水 ・当局が設置する給水栓を利用した住民への給水や誘導、安全確保 ・高齢者や要介護者の支援
その他断水区域 (運搬給水及び拠点給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請に基づき、保有資機材による運搬給水 ・市の要請に基づき、他事業者への応援要請 ・仮配管や消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の保有資機材による運搬給水 ・民間会社や自衛隊への応援要請 ・非常用水源等による拠点給水 ・当局が設置する仮設給水栓を利用した住民への給水や誘導、安全確保 ・高齢者や要介護者の支援

(5) 給水車等への注水要請

各市が運搬給水を行う際の給水車等への注水は、必要に応じ当局の浄・給水場の配水池貯留水や使用可能な消火栓を利用する。

各市が注水を行う浄・給水場は、原則として表4-4のとおりとするが、注水にあたっては、事前に該当する水道事務所もしくは支所に申請し注水場所等の調整を行う。

表 4-4 各市の給水車等への注水場所一覧表

機場名	有効貯水量	池数	緊急遮断弁による確保水量 (m ³)	千葉市	船橋市	市川市	松戸市	習志野市	成田市	市原市	鎌ヶ谷市	浦安市	印西市	白井市
	(m ³)	(池)												
栗山浄水場	19,760	7	5,500			○	○							
ちは野菊の里浄水場	30,000	2	30,000				○							
柏井浄水場	122,000	12	20,000	○				○						
北総浄水場	48,000	3	16,000										○	○
福増浄水場	30,000	3	10,000							○				
千葉分場	4,040	2	4,040	○										
大宮分場	4,400	2	2,200	○										
市原分場	3,340	2	1,670							○				
姉崎分場	15,800	4	9,800							○				
北習志野分場	4,000	2	2,000		○									
園生給水場	25,700	6	4,500	○										
船橋給水場	18,000	3	0		○	○						○		
菅田給水場	44,000	4	22,000	○										
北船橋給水場	104,000	5	24,000		○						○			
松戸給水場	60,000	3	60,000				○				○			
沼南給水場	53,400	2	53,400								○			○
成田給水場	10,800	2	5,400						○					
幕張給水場	90,000	2	90,000	○	○			○						
妙典給水場	100,000	2	100,000			○						○		
計	787,240	68	460,510											

4. 7 市等関係機関との連絡調整

当局は、市との密接な連携を図り、平常時から応急給水活動に係る必要な調整を行う。

(1) 連絡調整の主な内容

ア 浄・給水場における拠点給水

- a 市等の給水車等への注水場所及び方法、市との役割分担
- b 住民に直接給水するための給水栓の設置場所及び給水に要する人員の配置、市との役割分担
- c 住民に対する広報の実施方法及び広報内容
- d 給水を受ける住民の事故、混乱が生じた場合の措置

イ 車両による運搬給水

- a 運搬給水を行うための補給基地（浄・給水場等）と受け持ち区域及び重要施設や避難所までの輸送ルート
- b 重要施設等の受水槽の形状、水使用量（必要水量）、自己水源の有無
- c 給水方法、直接給水する場合の市との役割分担
- d 運搬給水車両数、運搬可能水量

ウ 仮設給水栓の設置

- a 仮設給水栓の設置場所及び設置数
- b 給水に要する人員の配置
- c 給水を受ける住民の安全確保及び交通障害の防止措置
- d 住民に対する広報の実施及び広報内容

エ 非常用飲料水袋（応急給水ポリ袋）による給水

(2) 市との情報交換

市との連絡体制を確立し、定期的に情報交換を行うとともに、震災時においても必要な情報を共有し、密接に連携して応急活動にあたる。

ア 平常時

- a 相互の連絡体制
- b 重要施設及び各市の避難所
- c 各市の非常用緊急水源
- d 各市の保有資機材
- e 各市の地域防災計画
- f 県及び各市の緊急輸送ネットワーク
- g 当局の配水池一覧
- h 当局の拠点給水の実施場所及び給水車等への注水場所一覧
- i 当局の浄・給水場における拠点給水体制
- j 当局の応急給水用資機材及び運搬給水体制
- k 当局の震災対策マニュアル
- l その他必要な情報

イ 震災時

- a 水道施設の被害状況、断水区域、復旧見込み
- b 道路被害の状況
- c 避難所の開設状況
- d 当局及び市の応急給水計画
- e 重要施設等からの応急給水要請
- f 当局及び市の応急給水活動状況
- g その他必要な情報

(3) 市との連絡窓口

ア 平常時

「給水区域内市における応急給水等連絡調整会議」において調整を行うとともに、必要に応じて、各水道事務所・支所において調整を行う。

イ 震災時

連絡窓口は、原則として現地対策本部・支部（各水道事務所・支所）とする。

4. 8 水質の安全対策

震災時において当局が行う住民に対する飲料水の供給は、浄・給水場における拠点給水、運搬給水、仮設給水栓による給水等により行うが、特にその水質に留意し、安全な供給を行う。

(1) 給水車等による飲料水

各水道事務所、支所は、運搬給水に使用する給水車等について、タンク内等の清掃を行い、飲料水の安全確保を図る。

(2) 仮設給水栓による飲料水

各水道事務所、支所は、仮設給水栓から給水する場合、色度、濁度及び残留塩素の水質検査を行い飲料水の安全確保を図る。

(3) 住民の備蓄水

住民に対し、飲料水を備蓄する際の注意事項を以下のとおり指導する。

- ア 新しい容器を使用するときは、水道水で容器をよく洗うよう指導する。
- イ 容器に飲料水を入れるときは、手及び容器の口蓋等清潔に洗い、備蓄水に接触する部分を汚さないように注意する。
- ウ 備蓄水の保存可能日数は、清潔な密閉容器で冷暗所に保存して3日程度であるので、早めに水の入替えを行うよう指導する。

4. 9 応急給水の記録

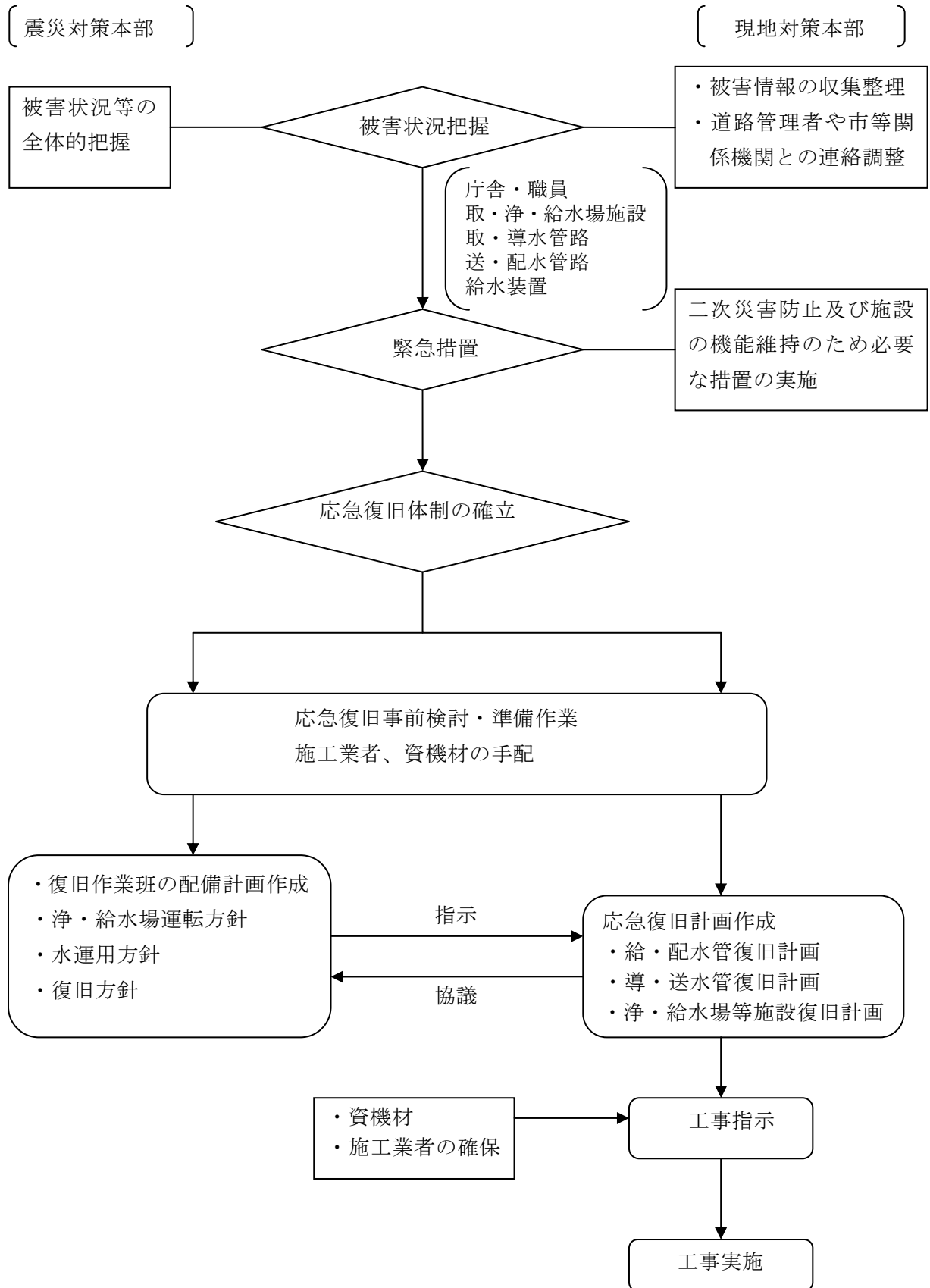
局が実施した応急給水活動の状況等を常に把握するとともに、応急給水活動終了後における経費の支払い・請求及び将来の震災対策検討の資料とするため、応急給水活動の記録及び整理を行う。

第5編 応急復旧活動

5. 1 基本方針

- 施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。
- 被害個所は必要に応じ、緊急措置を講じて被害の拡大及び二次災害の防止を図り、併せて施設の機能維持に努める。
- 把握した被害状況を基に、速やかに施工業者や資機材を手配するとともに、応急復旧計画を作成する。
- 作成した計画に基づき、被害箇所の応急復旧を行い、施設の機能回復等に努める。
- 円滑かつ迅速な応急復旧の推進を図るため、資機材の備蓄等を図るとともに、施工業者等との協力体制を確立する。

5. 2 応急復旧対策フロー



5. 3 応急復旧計画の作成

(1) 基本的考え方

ア 現地対策本部は、被害状況を把握し、復旧見込みや資機材の確認等を行った上で、復旧の優先順位を検討し、応急復旧計画を作成する。

イ 応急復旧計画は、φ300 mm以下の配水管及び給水管、φ350 mm以上の導送配水管、浄給水場等施設毎に作成する。

ウ 応急復旧計画は、支部毎の復旧計画（案）をもとに、現地対策本部が復旧方針や浄給水場運転方針等を勘案し作成する。

(2) 復旧にあたっての業務区分

検討事項 準備作業	検討・作業内容	
	震災対策本部	現地対策本部（支部）
被害状況から復旧作業量の推定及び施工業者の手配	<ul style="list-style-type: none"> 各本部間における復旧作業班の再配置の検討 他事業体への応援要請の必要性、応援事業体の集結場所（車両基地）等の検討 管工事協同組合への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧日数の算定 復旧に必要な作業班数の算定 確保可能な復旧作業班数の確認 必要に応じて建設業協会、鋼管協会、浄水場等電気機械設備メーカーへの協力要請
必要資機材量の推定及び不足資機材の手配	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄資機材での対応が可能かどうか検討 必要に応じてダクタイトイル鉄管協会、水道バルブ工業会、材料卸売業者への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧用材料等の必要量算定 砂、砕石など資材置場等の確保 必要に応じ石油協同組合への協力要請
作業用車両の運行準備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両の届出 ガソリン給油所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両の届出 ガソリン給油所の確保 マグネット式標示板の装着 携行品の準備 通信連絡手段の確保
その他		<ul style="list-style-type: none"> 工事写真の撮り方、資材調達方法、給水装置の復旧範囲など応急復旧班員への徹底

(3) 復旧優先順位の検討

以下の事項に基づき復旧優先順位を検討するが、震災対策本部から指示があった場合はそれに従い検討する。

ア 取・浄・給水場

- a 取・浄・配水機能で早期に復旧可能な施設を優先して行い、速やかな通水を図る。
- b 当局職員による応急的な修理・調整によって機能の回復を期待できる場合には、速やかにこれを実施する。

イ 取・導水管

取水・導水効果の高い管路を優先し、かつ、被害の少ない管路から実施する。

ウ 送・配水管及び給水装置

送・配水管の応急復旧は、以下の優先順位（a→g）を原則として進めるとともに、順次配水調整を行って断水区域の縮小を図る。

また、復旧作業は、配水池を起点とし、上流側から進める。

なお、給水装置の応急復旧も並行して進める。

- a 指定管路
- b 緊急輸送道路に埋設されている管路
- c 主要配水管路
- d 医療、福祉及び都市機能を維持するための重要施設に至る管路
- e 指定避難場所に至る管路
- f 公共機関等災害復興に関連する施設に至る管路
- g 一般配水管路

(4) 応急復旧計画の作成

ア 基本事項

現地対策本部は、復旧作業に当たり、把握した被害状況等をもとに、以下の事項を記載した応急復旧計画を作成する。

- a 被害状況
- b 復旧班の体制
- c 復旧用資機材の調達方法
- d 施工業者の手配
- e 復旧作業工程
- f その他必要な事項

イ 作成にあたっての留意事項

- a 計画は、被害状況がある程度把握できた時点で作成するが、状況の変化により適時修正する。

- b 当局が行う給水装置の修繕範囲は、原則として量水器までとする。ただし、量水器が道路と宅地の境界線から2 mを超えた宅地内に設置されている場合及びアパートなどの連合給水装置の場合は、第1止水栓までとする。
- c 現地対策本部は、計画作成にあたり震災対策本部（応急復旧管理班）と適宜協議する。

5. 4 応急復旧用資機材の確保

(1) 資機材の調達

- ア 導・送・配水管の復旧には、原則として当局備蓄資材を使用する。
- イ 備蓄資材等で不足することが見込まれたときは、協定締結会社等から緊急調達することとし、応援協定に基づき資材供給の協力要請を行う。
- ウ 復旧作業の進捗に伴い、資材の必要量が明確となった場合、直ちに緊急調達数量の調整を行う。
- エ 保有している機械・備品及び車両等で不足した場合は、緊急借上げ等に対応する。
- オ 給水装置関係の資材は、原則として復旧作業の施工業者が調達する。

(2) 協定等に基づく資材の手配

備蓄資材等で不足する場合は、災害時の応援協定等に基づき、表5-1に示す区分により手配する。

表5-1 資材の供給に係る協定締結者

資 材	協定（契約）締結者
水道管類	日本ダクティル鉄管協会
弁類	水道バルブ工業会
配管材料	渡辺パイプ(株)、富士機材(株)、太三機工(株)
特殊復旧材料	大成機工(株)、コスモ工機(株)
自家発燃料	石油協同組合

5. 5 応急復旧用資機材の引渡し

(1) 備蓄資材

- ア 現地対策本部（応急復旧班）は、復旧用資材の請求を震災対策本部（応急復旧管理班）に行う。
- イ 震災対策本部は、請求を受けて、資材を保管している浄・給水場等や新たに確保した資材置場の中から受渡し場所等を指定する。

(2) 調達資材

- ア 協定に基づき資材の供給を受ける場合は、復旧場所や運搬に要する時間等を考慮して受渡し場所を指定する。

5. 6 施工業者の手配

現地対策本部長等は、災害時の応援協定に基づき、表5-2に示す区分により施工業者を手配し、復旧作業班を編成する。

表 5 - 2 応急復旧工事に係る協定締結者

工 種		協 定 締 結 者
φ 300 mm以下配水管・給水管		千葉県水道管工事協同組合
φ 350 mm以上 の 導・送・配水管	ダクタイル鉄管	千葉県建設業協会（土木、管接合）
	鋼管	千葉県建設業協会（土木）、 日本水道鋼管協会（管接合）
浄水場等土木構造物		千葉県建設業協会
浄水場等電気機械設備		浄・給水場の復旧関連業者

5. 7 応急復旧の記録

当局が実施した応急復旧活動の状況等を常に把握するとともに、応急復旧活動終了後における経費の支払い・補助金等の請求及び将来の震災対策検討の資料とするため、応急復旧活動の記録及び整理を行う。

第6編 広報・広聴活動

6. 1 基本方針

- 災害時の広報は、あらゆる方法を駆使して行うとともに、応急対策の進捗に合わせた、適時、適切な情報を提供する。
- 住民からの情報提供や苦情・問い合わせに対し、適切な対応を図るとともに、「情報の収集→伝達→整理」の流れで、常に住民情報の適正管理を行う。

6. 2 広報手段

- a ラジオ、テレビ、新聞等のマスコミへの情報提供
- b 当局広報車及び市広報車による広報
- c 各市の防災行政無線による広報
- d 避難所での掲示等
- e 官公庁の事業所等での掲示
- f ハンドマイクによる広報
- g ホームページへの掲載
- h 各戸へのお知らせ文配布
- i その他

6. 3 広報活動

(1) 震災対策本部が行う広報

広報は、応急対策の進捗に合わせて、各時点における適切な情報提供を図るとともに、住民への注意喚起、協力要請等を行うものとし、広報活動は、県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。なお、各時点における広報目的及び主な広報内容は以下のとおりとする。

また、住民に対し速やかな情報提供が必要となることから、事前対策として予め広報マニュアルを作成しておくものとする。

ア 地震発生直後の広報等

(目的) できる限り速やかに人心の安定を図り、混乱を未然に防止するため。

- a 当局施設の稼働状況
- b 浄・給水場における飲料水の確保状況
- c 当局の活動状況
- d その他、住民への協力要請等

イ 応急対策の開始時の広報等

(目的) 応急対策の方針を周知し、円滑な応急対策の実施を図るため。

- a 断水区域や断水戸数情報
- b 当局施設の被害概要及び施設の復旧見込み

- c 応急対策の基本方針
- d 復旧作業の実施方針
- e 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知
- f 住民の注意すべき事項及び協力要請

ウ 応急対策の進捗に伴う広報等

(目的) 本部会議の結果を踏まえ、応急対策の実施状況や復旧見込み等を発表し、当局の活動への住民の理解と協力を得るため。

- a 断水区域や断水戸数情報
- b 当局施設の被害概要及び施設の復旧見込み
- c 前日までの作業状況及び新たに給水になった地域
- d 本日の復旧活動の概要
- e 水質についての注意
- f 住民への協力要請

エ 東海地震警戒宣言・東海地震注意情報発令中の広報等

(目的) 住民自らが生活用水を確保し、地震に備えるよう情報を提供するため。

- a 東海地震警戒宣言や注意情報の発令中においても、通常の供給が維持されていること
- b 生活用水のくみ置き要請
- c 地震発生時の広報等の実施方法
- d 地震発生後における住民への注意事項

(2) 現地対策本部が行う広報活動

広報は、震災対策本部が行う広報活動に準じて行うものとし、応急対策の進捗に合わせて行う地域的な広報や、住民からの問い合わせに対する情報提供を行うものとする。また、広報手段は、市の協力による防災行政無線や市の広報車、当局の広報車を使用した直接広報及び避難所等へにより行うものとする。

- a 管内の給水拠点・給水案内等の情報提供
- b 管内復旧工事に伴う断水・復旧完了等の情報提供
- c 問い合わせによる現地対応状況の提供

6. 4 広聴活動

震災時においては、住民から多数の通報や問い合わせが寄せられることが予想されるため、「収集→伝達→整理」の流れで、常に住民情報の適正な管理を行う。

(1) 震災対策本部の広聴活動

- a お客様センターの行う広聴活動の調整
- b 住民通報からの情報収集及び問い合わせに対する応対
- c 県災害対策本部からの情報収集
- d 現地対策本部及びお客様センターからの情報収集
- e 収集した情報を基に対応文の検討と作成
- f 震災対策本部から現地対策本部及びお客様センターへ全体情報伝達と対応文の提供
- g 被害情報からの分析と情報の整理

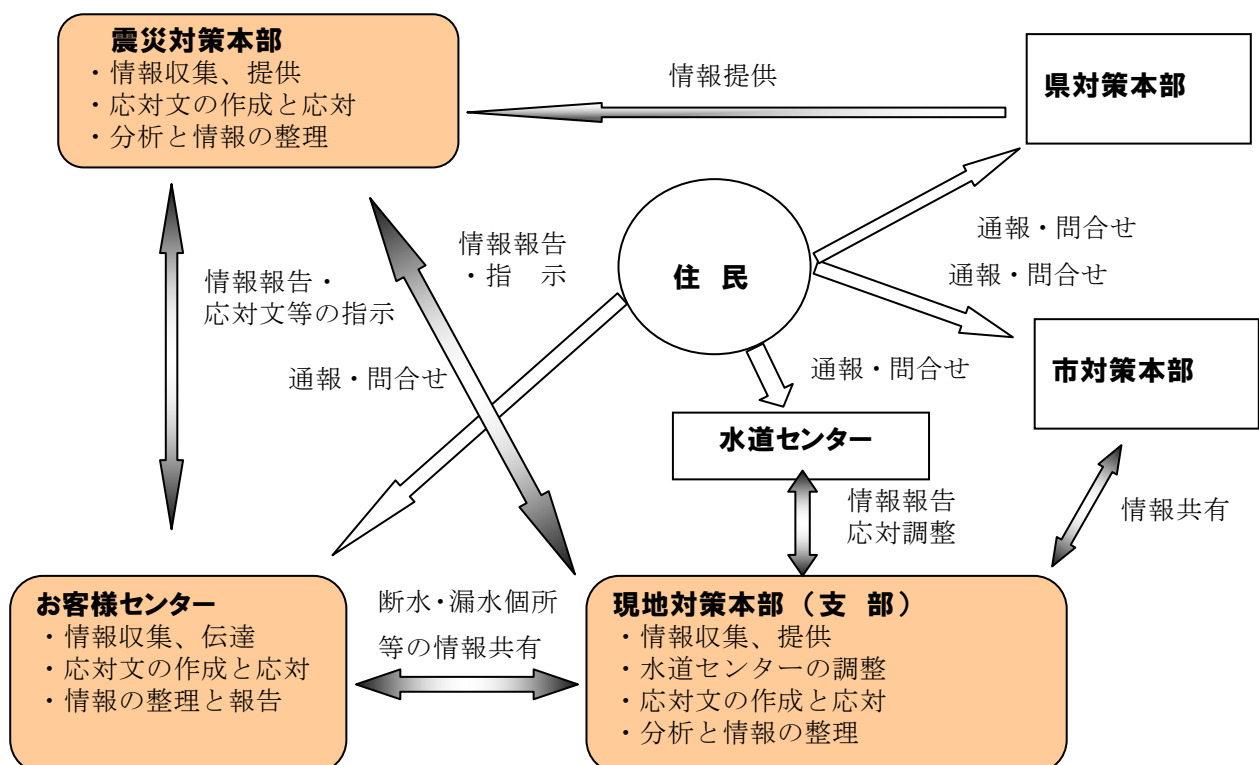
(2) 現地対策本部の広聴活動

- a 住民通報からの情報収集と問い合わせに対する応対
- b 水道センターの行う広聴活動の調整
- c 市からの情報収集と水道被害情報の提供
- d 所管区域を主体とし、様々な問い合わせを想定した対応文の作成
- e 所管区域の被害情報からの分析と情報の整理

(3) お客様センターが行う広聴活動

- a 住民通報からの情報収集と問い合わせに対する応対
- b 住民情報（漏水・断水箇所等）の現地対策本部への伝達
- c 本部からの全体被害情報を受けての、様々な問い合わせを想定した対応文の作成
- d 住民情報の整理と定期的な本部への問い合わせ状況の報告

図6-1 広聴活動（イメージ図）



第7編 応援体制

7. 1 基本方針

発災時の応急活動を円滑に実施するため、復旧工事及び被害調査等については、応援協定を締結している関係機関へ協力要請する。

また、当局での対応が困難な場合は、応援要請の必要性を判断し、他の水道事業者へ応援要請するとともに受入体制の整備を図る。

7. 2 民間機関への要請

局長が要請

担当所属
長が要請

(1) 被害調査

- 当局と千葉県水道管工事協同組合が合同（主要管路）
- 千葉県水道管工事協同組合員自社付近（給・配水管）

要請

千葉県水道管工事協同組合
『災害時等における水道復旧活動に関する協定(H17. 3. 31)』

(2) 応急給水

当局と千葉県水道管工事協同組合が合同

要請

千葉県水道管工事協同組合
『災害時等における水道復旧活動に関する協定(H17. 3. 31)』

(3) 応急復旧

局での復旧が可能な場合

要請

千葉県水道管工事協同組合
『災害時等における水道復旧活動に関する協定(H17. 3. 31)』

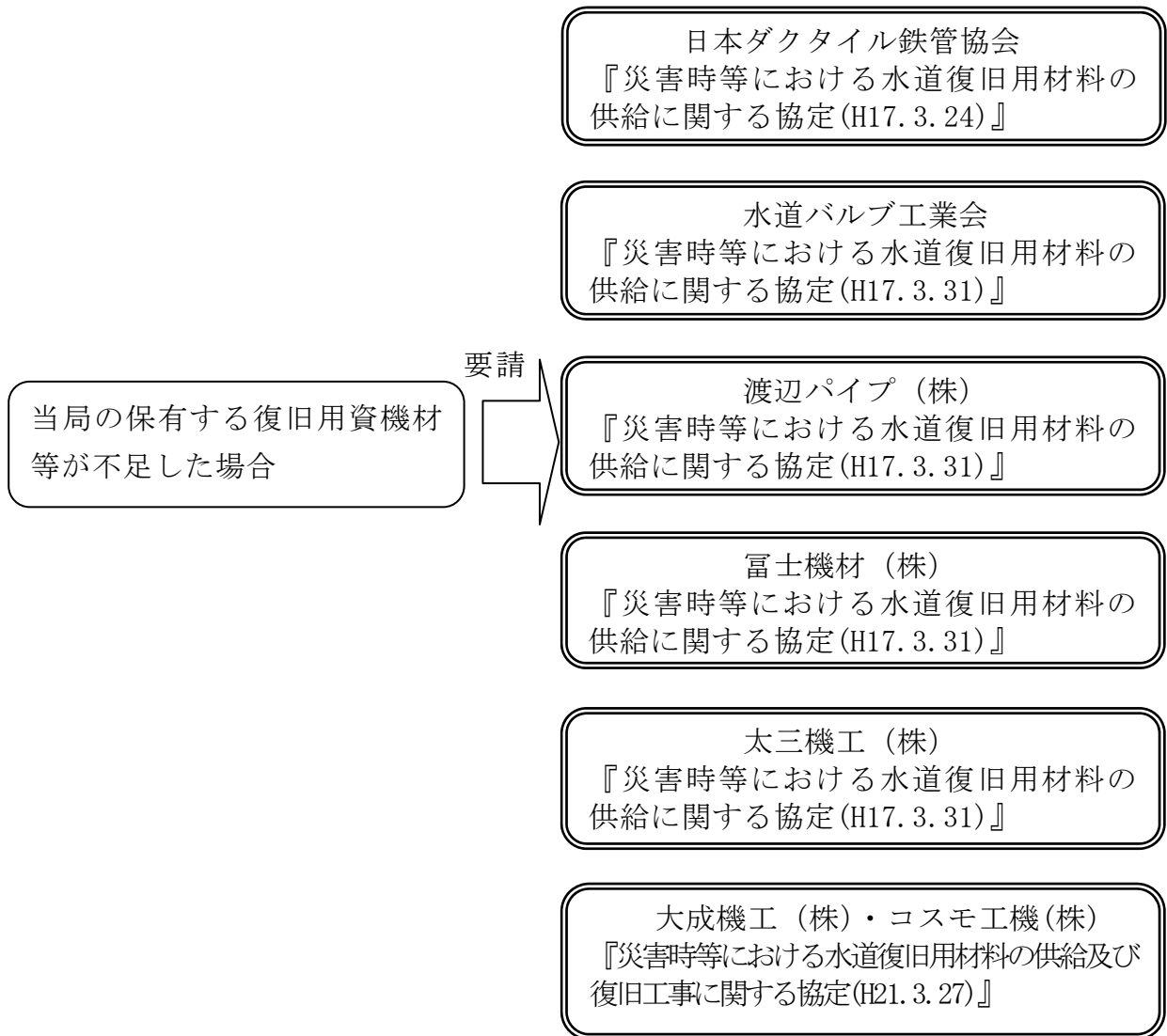
(社) 千葉県建設業協会
『災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定(H17. 3. 31)』

日本水道鋼管協会
『災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定(H17. 3. 26)』

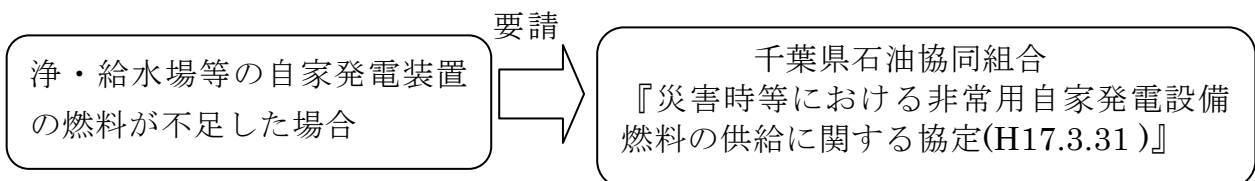
浄・給水場の復旧業者(電気設備)
『災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定(H17. 3. 31)』

(社) 千葉県電業協会
『災害時等における水道施設の応急復旧工事に関する協定(H19. 3. 28)』

(4) 材料の供給

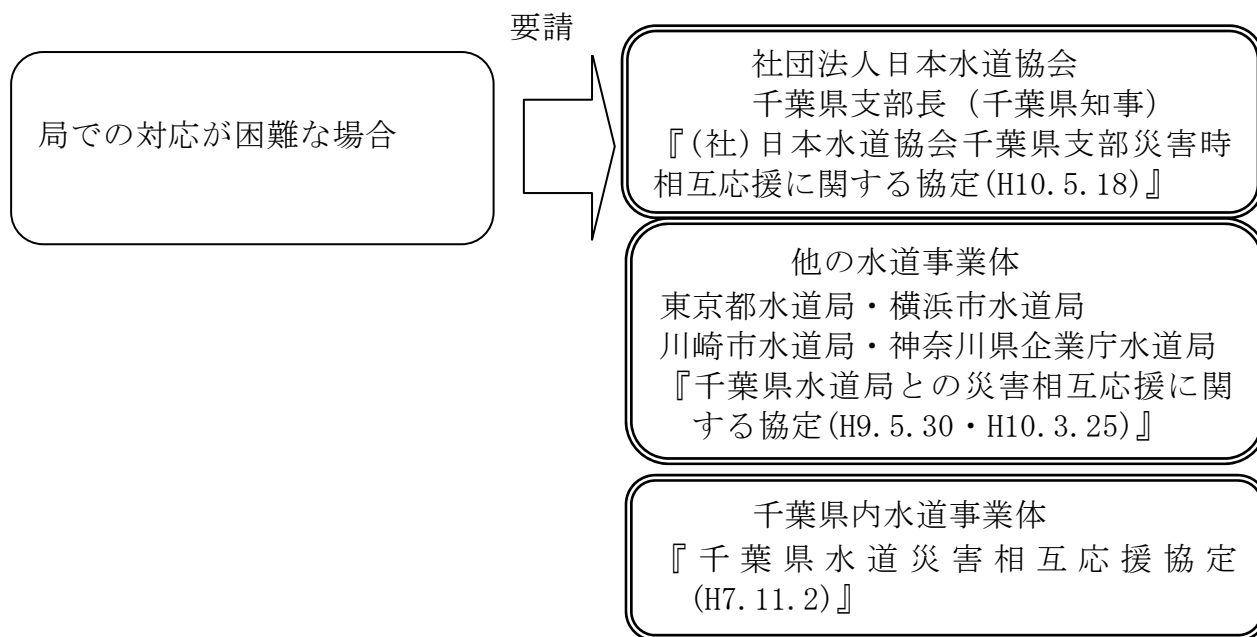


(5) 燃料の供給要請



7. 3 他の水道事業体への要請

(1) 応急給水・応急復旧



【応援要請基準・・・応急給水】
当局と千葉県水道管工事協同組合及び市村が実施する応急給水で、対応が困難な場合は、市と協議のうえ、他事業体へ応援要請する。

【応援要請基準・・・応急復旧】
応援協定を締結している民間機関の協力を得ても、4週間以内での復旧が困難と判断される場合は、他事業体へ応援要請する。

7. 4 応援事業体等の受入体制

(1) 応援事業体等受入時における震災対策本部の主な業務

応援事業体等の受入れ時における各班の業務は、下表のとおりとする。

表7-1 震災対策本部業務一覧

組 織 名		主 な 業 務 内 容
震災対策本部（本部長：局長）		○震災対策本部の総括
本部事務局 （水道危機対策監）		○各班の総合調整 ○本部会議決定事項の各班への指示
（部長 総務 管理部 長）	総務・広報班 （班長：総務企画課長）	○日水協千葉県支部会員との連絡調整 ○日水協関東支部との連絡調整 ○応援隊の派遣要請 ○応援隊の受付及び審査
	お客様対応・ 情報システム班 （班長：業務振興課長）	
	渉外班 （班長：財務課長）	○応援隊の基地の確保 ○応援隊の食料・物品等の確保 ○車両、資材置場の用地の確保
（部長 応急給水・復旧部 技術部長）	応急給水管理班 （班長：計画課長）	○応急給水活動に関する方針（応援区分、要 請人員、地域割り、活動期間及び持込資機 材等）の立案 ○応援受入れ計画書の作成
	浄水管理班 （班長：浄水課長）	
	応急復旧管理班 （班長：給水課長）	○応急復旧活動に関する方針（応援区分、要 請人員、地域割り、活動期間及び持込資機 材等）の立案 ○応援受入れ計画書の作成

7. 5 応援隊の派遣体制

(1) 応援隊の派遣における対策本部組織及び主な業務

他都市において大規模な地震が発生し、被災した事業者等から応援要請を受けた場合には、局内に「災害派遣対策本部」を設置し、可能な範囲において応援隊を組織し、被災地への応援活動を行うものとする。

なお、災害派遣対策本部の組織は、3. 5 震災対策本部（1）組織によるものとし、業務は下表のとおりとする。

表7-2 災害派遣対策本部業務一覧

組 織 名		主 な 業 務 内 容
災害派遣対策本部（本部長：局長）		○災害派遣対策本部の総括
本部事務局 （水道危機対策監）		○各班の総合調整 ○本部の決定事項の各班への指示 ○活動記録の取りまとめ・編集 ○管工事協同組合への協力依頼
（部長 総務 管理部長）	総務・広報班 （班長：総務企画課長）	○日水協関東支部長との連絡調整 ○被災事業者との連絡調整 ○県内日水協千葉支部会員との連絡調整 ○派遣要請書等の受付 ○県及び報道機関等の対応
	お客様対応・情報システム班 （班長：業務振興課長）	○部の活動記録の取りまとめ
	渉外班 （班長：財務課長）	○応援隊の宿泊施設の確保 ○応援隊職員の食料・物品等の確保 ○緊急通行車両の通行標章の交付申請 ○被災事業者との協定の締結
（部長 応急給水・復旧部 技術部長）	応急給水管理班 （班長：計画課長）	○応急給水に関わる職員の人選 ○応急給水に関わる現地応援隊との連絡調整及び活動状況の記録
	浄水管理班 （班長：浄水課長）	○部の活動記録の取りまとめ ○応急給水管理班と同様業務
	応急復旧管理班 （班長：給水課長）	○応急復旧に関わる職員の人選 ○応急復旧に関わる現地応援隊との連絡調整及び活動状況の記録

(2) 応援隊の組織

派遣する応援隊の組織と業務は、以下のとおりとする。

組 織	主 な 業 務 内 容
調 査 隊	○被災地の現地状況・避難施設の開設状況・現地対策本部の動向及び復旧隊の派遣見極め等の調査
応 急 給 水 隊	○給水車による運搬給水の実施
応 急 復 旧 隊	○協定を締結している千葉県水道管工事協同組合と合同による漏水調査や漏水個所の復旧工事の実施
支援物資輸送隊	○支援物資の輸送

(3) 応援隊用物資の備蓄

応援要請に対し、より迅速に対応するため、寝袋・衣類・工具類等を含めた応援隊用物資を備蓄・管理する。

(4) 応援隊の招集

応援隊の派遣編成が迅速に行えるよう、各事務所単位で休日夜間を含む連絡体制の周知・徹底を図る。

7. 6 費用負担

費用の負担は、原則として応援を受けた事業者や市町村が負担するものとし、当局と関係機関及び他の水道事業者の協定に基づき費用の支払いや請求を行う。

第8編 東海地震警戒宣言・東海地震注意情報発令時の対応

8. 1 基本方針

東海地震警戒宣言や注意情報が発せられた場合でも、原則として平常通りの供給を継続するが、住民や事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

8. 2 配備体制及び動員体制

第3編 3. 2 配備体制及び3. 7 動員体制によるが、出先機関の長は、準備作業の必要人数や職員の交替人数等を考慮し、事前に配備職員を指定する。

8. 3 準備作業

- a 震災対策本部及び現地対策本部・支部が行う応急活動全般の整理
- b 市との役割分担の確認
- c 住民自らが生活用水を確保する旨の広報

第9編 調査・研究

9. 1 基本方針

既存水道施設の耐震化等の事前対策や、応急復旧・応急給水対策等の災害対策について、今後とも種々の調査・研究を進め、より効率的かつ効果的な対策を具体化するものとする。

9. 2 応急復旧・応急給水シミュレーション

被害想定結果を基に、応急復旧・応急給水シミュレーションを行い、動員体制・復旧日数・応急給水量等の把握や応急体制の総合的な検証を行う。

また、これらを基に、行動基準のより一層の充実を図る。

9. 3 他事業体及び民間企業の危機管理調査

職員の少人数化に対応した危機管理対策の研究のため、他事業体や民間業者の災害に対する考え方やマニュアル及びシステム等を調査し、当局のマニュアルへの取入れ等、震災対策の一層の充実を図る。

9. 4 危機管理計画の策定

今後の少人数体制を見据え、より効率的な組織・配備等体制とそれを支援するシステム等について、中・長期的な観点から新たな危機管理体制のあり方を検討する。